

# ◇ 予防接種法

(昭三三・六・三〇)  
六 八

最終改正 令二一法七五

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。

2 この法律において「A類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。

- 一 ジフテリア
- 二 百日せき
- 三 急性灰白髄炎
- 四 麻疹
- 五 風しん
- 六 日本脳炎
- 七 破傷風
- 八 結核
- 九 Hib感染症
- 十 肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)
- 十一 ヒトパピローマウイルス感染症
- 十二 前各号に掲げる疾病のほか、人から人に伝染する

ことによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

3 この法律において「B類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。

### 一 インフルエンザ

二 前号に掲げる疾病のほか、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

(略)

## 附 則 (令和二年一月九日法律第七五号)

(新型コロナウイルス感染症に関する予防接種に関する特例)

第七条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチン(その有効性及び安全性に関する情報その他の情報に鑑み、厚生労働省令で定めるものに限る。)を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力を要するものとする。

2 前項の規定による予防接種は、第六条第一項の規定による予防接種とみなして、この法律(第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第十三条第四項中「含む。」とあるのは「含む。」又は同法第十九条の二第一項の承認を受けているもの(当該

承認を受けようとするものを含む。）が同条第三項の規定により選任したもの」と、第十六条第一項中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）」と、第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第二十五条の規定により市町村が支弁する費用は、国が負担する。

4 第一項の規定による予防接種については、第二項の規定により適用する第八条又は第九条の規定は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに当該感染症に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないことができる。

5 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

一 第一項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第一項の規定による指示をしようとするとき。

三 前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

(損失補償契約)  
第八条 政府は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該感染症に係るワクチン製造販売業者（前条第二項の規定により読み替えて適用する第十三条第四項に規定するワクチン製造販売業者をいう。）又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に関係する者を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる

損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができる。

## ◇アレルギー疾患対策基本法

(目的)

### 第一章 総則

第一条 この法律は、アレルギー疾患を有する者が多数存在すること、アレルギー疾患には急激な症状の悪化を繰り返し生じさせるものがあること、アレルギー疾患を有する者の生活の質が著しく損なわれる場合が多いこと等アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合

- 六 日本脳炎
- 七 破傷風
- 八 結核
- 九 H<sub>1</sub>N<sub>1</sub>感染症
- 十 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）
- 十一 ヒトパピローマウイルス感染症
- 十二 前各号に掲げる疾病のほか、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤なるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病
- 3 この法律において「B類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。
  - 一 インフルエンザ
  - 二 前号に掲げる疾病のほか、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

(平二六・六・二七)  
九  
八

(学校等の設置者等の責務)

的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、並びにアレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めることにより、アレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的とする。

第九条 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。

## ◆生涯学習の振興のための施策の推進体制等

### の整備に関する法律

(法二・六・二九)  
 (平二・七・一一)

最終改正 平一四一法二五

#### (目的)

第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するため都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(施策における配慮等)

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(生涯学習の振興に資するため都道府県の事業)

第三条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するため必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

一 学校教育及び社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。)並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び

提供すること。  
 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に關し、調査研究を行うこと。  
 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。  
 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。

五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

(都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準)

第四条 文部科学大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第一項に規定する体制の整備に関し望ましい基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関)を以て。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(地域生涯学習振興基本構想)

第五条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。)及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成すること

ができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 前項に規定する多様な機会（以下「生涯学習に係る機会」という。）の総合的な提供の方針に関する事項

二 前項に規定する地区の区域に関する事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

四 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であつて政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項

五 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要事項

3 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

4 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、前項の規定による協議を経た後、文部科学大臣及び経済産業大臣に協議することができる。

5 文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、都道府県が作成しようとする基本構想が次の各号に該当するものであるかどうかについて判断するものとする。

一 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であつて政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。

二 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。

三 その他文部科学大臣及び経済産業大臣が判断に当たつての基準として次条の規定により定める事項（以下「判断基準」という。）に適合するものであること。

6 文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想につき前項の判断をするに当たつては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては前条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴くものとし、前項各号に該当するものであると判断するに至つたときは、速やかにその旨を当該都道府県に通知するものとする。

7 都道府県は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 第三項から前項までの規定は、基本構想の変更（文部科学省令、経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（判断基準）

第六条 判断基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項

二 前条第一項に規定する地区の設定に関する基本的な事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

四 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項

五 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項

2 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めるに当たつては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては前条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業

(基本構想の  
実施等)

大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

3 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、判断基準の変更について準用する。

第七条 削除(平一四八七)

第八条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を基本構想に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

2 文部科学大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。

3 経済産業大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。

4 前二項に定めるもののほか、文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、文部科学大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第九条 削除(平一四法一五)

(都道府県生涯  
学習審議会)

第十条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会(以下「都道府県審議会」という。)を置くことができる。

2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事

項を調査審議する。

3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(市町村の連携  
協力体制)

第十一条 市町村(特別区を含む。)は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

## ◇子どもの読書活動の推進に関する法律

(平一三・一二・一二)  
法 一 五 四

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実に及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

## ◇文字・活字文化振興法

(平一七・七・二九)  
法 九 一

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条にお

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

## ◇子どもの読書活動の推進に関する法律

(平一三・一二・一二)  
法 一 五 四

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

## ◇文字・活字文化振興法

(平一七・七・二九)  
法 九 一

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条にお



いて「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、す

べての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたる地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）のつとより、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念のつとより、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員 の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び

情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

## 文化芸術基本法

（平一三・一二・七）  
（法一四八）

最終改正 平三〇—法四二

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の愛わらない願いだである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自身が固有の意義と価値を有するともに、それぞれの国や文化それぞれの時代において国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな文化ある社会の形成にとつて極めて重要な意義を持ち続けること確信する。しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された重要な課題となっている。

## ◇更生保護法

### 第一章 総則

最終改正 平二一八―法五四  
 (法(平一九・六・一五)八(一五)八)

#### 第一節 目的等

第一条 この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。

第二条 国は、前条の目的の実現に資する活動であつて民間の団体又は個人により自発的に行われるものを促進し、これらの者と連携協力するとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るように努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、これに対して必要な協力をすることができる。

3 国民は、前条の目的を達成するため、その地位と能力に応じた寄与をするように努めなければならない。

第三条 犯罪をした者又は非行のある少年に対してこの法律の規定によりとる措置は、当該措置を受ける者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係等を十分に考慮して、その者に最もふさわしい方法により、その改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。

#### (運用の基準)

#### (国の責務等)

#### (目的)

#### (保護観察官)

#### 第五節 保護観察官及び保護司

第三十一条 地方委員会の事務局及び保護観察所に、保護観察官を置く。

2 保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する。

第三十二条 保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受け、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)の定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとする。

#### (保護司)

## ◇保護司法

(昭二五・五・二五)  
法二二〇(四)

最終改正 令元一法三七

## (保護司の使命)

第一条 保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

## (職務の遂行)

第八条の二 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

- 一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け
- 二 又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動
- 三 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け
- 四 又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力
- 五 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力
- 六 その他犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

# ◆独立行政法人通則法

(平一・七・一六)  
 最終改正 令四一法六八

## 第一章 総則

### 第一節 通則

(目的等)

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの(以下この条において「公共上の事務等」という。)を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「中期目標管理法」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立つて執行すること

とが求められるもの(国立研究開発法人が行うものを除く。)を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様な良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

3 この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立つて執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発(以下「研究開発」という。)に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性等)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

(名称)

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の事務及び事業が内外の社会経済情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、独立行政法人の事務及び事業の特性並びに独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

4 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(目的)

2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

(法人格)

5 各独立行政法人の目的は、第二条第二項、第三項又は第四項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(財産的基礎等)

6 各独立行政法人は、法人とする。

(設置)

8 各独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。)で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

11 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価制度委員会

12 総務省に、独立行政法人評価制度委員会(以下「委員会」という。)を置く。

# ◇地方独立行政法人法

(法一五・七・一六)  
一・一八)

最終改正 令五―法五八

## 第一章 総則

### 第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

# ◆国家戦略特別区域法

(法二五・一二・一三)  
最終改正 令五一法二一

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第三条 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成は、国が、これらの実現のために必要な政策課題の迅速な解決を図るため、適切に国家戦略特別区域を定めるとともに、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを基本とし、地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

(関連する施策との連携)

第四条 国及び地方公共団体は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の推進に当たっては、構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう）。

(学校教育法等の特例)

第十条第三項及び第三十八条第二項において同じ。）における経済社会の構造改革の推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

第十二条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、公立国際教育学校等管理事業（国家戦略特別区域内において、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「都道府県等」という。）が設置する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する中学校（同法第七十一条の規定により高等学校における中学校と一貫した教育を施すものに限る。）、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの（以下この項及び第三項第三号において「公立国際教育学校等」という。）、管理を、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人、同法第六十四条第四項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人があつて、当該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するもの（以下この条において「指定公立国際教育学校等管理法人」という。）に行わせる事業をいう。別表の一の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第五条の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、指定公立国際教育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。（略）

## ◆釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例

### 障るための教育の推進に関する条例

(平二五・一・一一)  
釧路市条例二

最終改正 令元一市条例二

#### (目的)

第一条 この条例は、釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進について、その基本理念を定めるとともに、市長、教育委員会並びに小学校、中学校及び義務教育学校、議会、保護者並びに地域の団体等の責務及び役割を明らかにすることにより、基礎学力の習得の保障に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって釧路市の子どもたちに国家及び社会の形成者として必要な資質を備えるために不可欠な基礎学力を身に付けさせることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 基礎学力 子どもたちが、その心身の発達段階に応じた学習により身に付けるべき基礎的な能力のうち、義務教育の課程を通じて習得すべき読む能力、書く能力及び計算する能力に係る知識及び技能であつて、その向上又は低下の傾向を客観的な数値によって把握できるものをいう。

(2) 児童・生徒 釧路市内に居住する義務教育の課程にある者をいう。

(3) 地域の団体等 釧路市内で活動している町内会、企業、高等教育機関、サークルその他の団体及び地域住民をいう。

#### (基本理念)

第三条 子どもたちが学ぶ力と意欲を持ち、人格の完成を

#### (市長の責務)

第四条 市長は、教育委員会並びに小学校、中学校及び義務教育学校が児童・生徒に等しく基礎学力を習得させる上で必要な施策を遂行できるように、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(1) 第一条の目的を達成するため、適切な人材の配置など、教育委員会の機能強化に最大限の協力をすること。

(2) 児童・生徒の基礎学力の習得のために行う教育委員会の事業に必要な財政上の措置を講ずること。

(3) 児童・生徒の生活等に係る部局において、基礎学力の習得に資する取組を積極的に行うよう十分な配慮をすること。

#### (教育委員会の責務)

第五条 教育委員会は、児童・生徒に等しく基礎学力を習得させるための基盤整備及び環境づくりにより重大な責務を有するものであつて、その責務を遂行するため、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(1) 基礎学力の習得に関する施策及び具体的な取組(以下この条及び次条において「施策及び取組」という。)を定めた教育の推進に関する計画(教育基本法(平成一八年法律第一二〇号)第一七条第二項に規定する計画をいう。以下「教育推進計画」という。)を策定し、及びこれを着実に推進し、並びに教育推進計画に定めた



(市立の小学校、  
中学校及び義務  
教育学校の責務)

施策及び取組の目標についてはその達成のために全力を尽くすこと。

- (2) 教育推進計画に定める施策及び取組ごとにその進行状況を毎年度公表すること。
- (3) 基礎学力の習得に支援を要すると認められる児童・生徒に対する個別指導の拡充のために必要な教員及び教員に準ずる人材の確保及び配置について十分な配慮をすること。

- (4) 基礎学力の習得を進めるために市民各層の意見、要望等について聴く機会を多用に設けること。

- (5) 基礎学力の習得に支援を要すると認められる児童・生徒を対象とするボランティア活動に対して必要な支援を行うこと。

第六条 市立の小学校、中学校及び義務教育学校においては、義務教育が児童・生徒一人一人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的に行われるものであることに留意し、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 児童・生徒に等しく基礎学力の習得を保障するため、不断に授業の改善を図るとともに、授業の進度については保護者に対して、調査、説明すること。
- (2) 基礎学力の習得度の計測においては、それによって得られた習得状況及び課題等の情報を、適宜、保護者及び学校運営協議会に報告するとともに、学校ホームページへの掲載等により広く市民に公表すること。
- (3) 基礎学力の習得を支援を要すると認められる児童・生徒に対して、適切に補充的な学習機会を設けること。
- (4) 教育推進計画に定める施策及び取組の目標その他の教育委員会が定める目標を学校内において共有し、その達成のために必要な取組を行うこと。

(議会の責務)  
第七条 議会は、基礎学力の習得を保障するための教育が効果的に推進されるよう、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(保護者の責務)

なければならない。

- (1) 市が行う基礎学力の習得の保障に関する施策及び取組の実施状況の監視及び評価を行うこと。
- (2) 基礎学力の習得に関する調査及び研究を行い、教育委員会に対して適切な助言、提言を行うこと。
- (3) 家庭における教育力及び環境の違いを解消するために必要な施策について、市長と協議しながら推進すること。

第八条 父母その他の保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、家庭が子どもの健全な育ちの基盤及びすべての教育の出発点であることに留意し、子どもに基礎学力を習得させるために、次に掲げる責務を果たすよう努めなければならない。

- (1) 家庭における学習の習慣化及び学習時間の十分な確保並びにそのための環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもの望ましい食習慣の形成を図るとともに、子どもと共に考え、行動しながら、基本的な生活習慣を確立すること。

(3) 教育委員会並びに小学校、中学校及び義務教育学校から協力を要請される事項について、保護者の自主的な判断に基づき取り組むこと。

(地域の団体等の役割)

第九条 地域の団体等は、子どもたちを地域社会の一員として育てる重要な役割があることに留意し、子どもたちが安心して教育を受けられるよう見守るとともに、小学校及び中学校の教育活動を支援するほか、子どもたちへの社会体験の場の提供その他社会性を養うための活動等を積極的推進するよう努めなければならない。

すみやかに可決せられんことをお願いいたす次第であります。

『第五回国会衆議院文部委員会議録』一一一四号外  
ページ、一九四九年四月二六日「官報」号外

## ◆政令改正諮問委員会・

### 教育制度の改革に関する答申

(一九五一・一一・一六)  
政令改正諮問委員会決定

終戦後に行われた教育制度の改革は、過去の教育制度の欠陥を是正し、民主的な教育制度の確立に資するところが少なくなかった。しかも、この改革の中には、国情を異にする外国の諸制度を範とし、いたずらに理想を追うに急で、わが国の実情に即しないと思われるものも少なくなかった。これらの点は、十分に検討を加え、わが国の国力と国情に合し、真に教育効果をあげることができるような合理的な教育制度に改善する必要がある。もっとも、これまでの教育制度改革の功罪を早急に断定することは妥当でなく、教育制度改革に及ぼす影響の大なるものがあるにすぎず、これが再改革は特に慎重なることを要する。ここには、本委員会において十分に検討した結果到達した教育制度の改革に関する意見の大綱を述べて参考に供する。ただ、その具体的な細目については、さらに検討を要するものが多く、ことに改革の実施に当っては、特に混乱をきたすことのないよう十分の配慮を必要とする。ゆえに、これらの諸点については、適当な審議機関にかけて慎重に検討し、万全の措置をとられることを要望する。

#### 基本方針

わが国の国力と国情とに適合し、よく教育効果をあげもつて、各方面に必要かつ有用な人材を多教育成しうる合理的な教育制度を確立することを目的とすること。

右の目的を達するため、六・三・三・四の学校体系は原則的には、これを維持すべきものであるが、これには次の諸条件について十分に考慮を払うこと。

- (1) わが国の実情に即しない画一的な教育制度を改め、実際社会の要求に応じうる弾力性をもつた教育制度を確立すること。
- (2) 普通教育を偏重する従来の制度を改め、職業教育の尊重強化と教科内容の充実合理化を実現すること。
- (3) 現在のわが国の国力では、六三制の完全な実施を早急に実現することは、きわめて困難であり、職業教育を強化するに当りても直ちにその施設等の充実完備を期することはむずかしい。ゆえに、教育者側も被教育者側も、わが国の現状を十分認識し、教育施設その他の不十分をしのいで最善の教育効果をあげるようくふうと努力をすること。

#### 具体的措置

##### 第一 学校制度

###### 一 学校体系の原則

- 六・三・三・四の学校体系は原則的にはこれを維持し、そのうち、六・三を義務教育とすることは従来どおりとすること。ただし、六・三・三・四のそれぞれの内容については、次のような修正を考慮すること。
- (1) 小学校(六)の課程は、初等普通教育を行うものとし、その内容の充実を図ること。
- (2) 中学校(三)の課程は、普通教育偏重に陥ることを避け、地方の実情に応じ、普通課程に重点をおくものと職業課程に重点をおくものとに分ち、後者においては、実用的職業教育の充実強化を図ること。
- (備考) 中学校(三)の課程における職業教育は、各地方における産業の実情に即し、それぞれの職場を教育の場として利用することができることにする等、弾力性をもつた課程とすることを考慮すること。職業課程を履修した者についても上級学校への進学のみを開くこと。
- (3) 高等学校(三)の課程も、中学校(三)の課程と同様、地方の実情に応じ、各校ごとに、普通課程に重点をおくものと職業課程に重点をおくものとに分ち、後者においては、専門的職業教育を行うものとすること。
- (備考) 専門的職業教育をそれぞれの職場において行うことができることとする。職業課程を履修した場合と同じ。

職業課程を履修した場合においても、一定の普通課程を履修することを条件として、大学への進学のみを開くこと。

- (4) 大学は、二年又は三年の専修大学と四年以上の普通大学とに分つこと。

専修大学は、専門的職業教育を主とするもの（工、商、農各専修大学）と教員養成を主とするもの（教育専修大学）とに分ち、普通大学は、学問研究を主とするものと高度の専門的職業教育を主とするものとに分つこと。

（備考）医学部、歯学部について在学年限に特例（五年ないし六年）を設けることは差支えないが、現行の入学資格に関する特例措置はいたずらに学制を混乱せしめず、学生に対してもはなはだしくむだを生ぜしめるから、これを廃止すること。

大学相互間における教授の交換、学生の転学について、適当な対策を考慮し、教育施設の活用と教授研究能率の向上を図ること。

教育専修大学が旧師範学校化することのないよう特に考慮すること。この見地から、専修大学を終えた者に奨励し、普通大学への進学を容易にし、かつ、成績優秀な者に国家の援助を与えることとする。

（5）大学院は、修士課程と博士課程とを設けることができることとする。この両課程を分つときは、修士課程は二年（以上）博士課程は三年（以上）とし、特に施設、能力の充実しているものみに設置することとし、いたずらに大学在学年限の延長をきたすに等しい弊害を生じないように考慮すること。

（備考）修士課程はいたずらに在学年限の延長をきたすに等しい結果に陥る弊害を伴い易いから、特にその設置及び運用について注意すること。

二 学校体系の例外

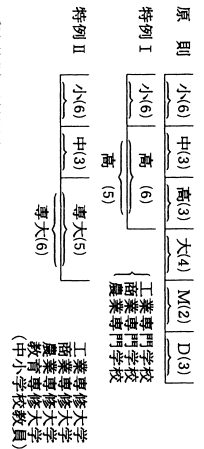
学校体系の画一性を打破し、六・三・三・四のそれぞれを適当に配合した学校を設けるように考慮すること、この見地から農工商その他それぞれの分野においては、特に計画性をもった職業教育を適切に行うことができるよう左記のような学校を設けることを考慮すること。

（1）中学校（三）と高等学校（三）（またはそのうち（一）をあわせた六年制（または五年制）の農工商等の職業教育に重点をおく「高等学校」を認めること。

（備考）この課程の履修者に対しても、上級学校への進学のみを聞くこと。

（2）高等学校（三）と大学の（二）または（三）とをあわせた五年制または六年制の農、工、商、教育等の職業教育に重点をおく「専修大学」を認めること。（備考）この課程の履修者に対しても、上級学校への進学のみを聞くこと。

○右の学校体系を图示すると次のとおりである。



三 現存学校の再編成

（1）総合高等学校はこれを分解し、普通課程学校または職業課程学校のいずれかに重点をおいてその内容の充実強化を図ること。学区制は原則として廃止すること。

（備考）職業課程学校に再編する場合には、なるべく五年制の高等学校に再編するよう考慮すること。

（2）現存の国立大学は、その規模能力に応じかつ地方的事情を考慮して普通大学と専修大学とに区分すること。

普通大学となるものについても、施設、スタッフ等の充実の期待したがたい学部学科については、五年制または六年制の専修大学に再編すること。また、遠隔の地に分散している学部学科についても右と同様に措置すること。

（備考）たとえば、学芸大学はこれを教育専修大学（高等学校をあわせて五年または六年）とし、文学部、学芸学部、教育学部についても適宜整理を考へること。

なお、わが国の現在の財政状態にかんがみ、国立大学の増設または公立大学の国立移管は、これを行わないこと。

第二 教科内容及び教科書

一 教科内容については、その画一化を排し、実情に即して教育効果をあげようようこれに弾力性をもたしめること。特に職業課程については、地方的な特殊事情に応じ、適切効果的な教育を実施しようよう考慮すること。

（備考）従来の生活経験中心のカリキュラム方式に偏することを避け、論理的なカリキュラム方式を加味することも考慮すること。

二 教科書については、検定制度を原則とすべきも、現在の実情にかんがみ、

種々バラエティをもった標準教科書を国家において作成し、教科書の向上を図ることを考慮すること。

第三 教育行政

一 地方教育行政  
 (1) 都道府県に教育委員会を設置し、大学以外の公私立学校教育その他の教育行政を担当するものとする。ただし、人口一五万程度以上の市には別に教育委員会を設置し、その市立の大学以外の学校教育に関する行政を担当するものとする。

(備考) 教育委員会を置く市以外の市町村においても教育に民意を反映せしめるための機関を設けることを別途考慮すること。

(2) 教育委員会の委員の定数は三名とし、地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを任命するものとする。

(3) 教育委員会の違法の行為に対しては、これを是正するための適当な方法を考え、教育に関し文部大臣が責任を負うことができる体制を明確にすること。

(4) 教育委員会をおく地方公共団体に対しては、標準義務教育費を支持するに必要な固有財源を与えることを考慮し、それが不可能な地方公共団体に對しては、地方財政平衡交付金によってこれを補てんするものとする。

二 大学行政  
 (1) 大学については、その自治を尊重すること。大学管理の具体的方式についても、各大学の自治を尊重すること。

(2) 大学の財政については、特別会計制度を採用するとともに、研究と教育の効率化の見地から、研究費その他の費目によっては、委任経理を認めること。研究費については、悪平等の配分を避け、研究の成果をあげるよう重点的に増額することを考えること。

三 文部省の附属行政機関  
 (1) 教育刷新審議会その他教育制度に関する各種の審議会はこれを統合し、教育行政全般にわたる単一最高の審議機関を設けること。しかして、必要に応じ専門家を加えた分科審議会を設けることとする。

(備考) 右の最高審議機関は、広く社会の意向を十分に反映しうる組織たらしめること。この見地から教育関係者が構成員の半数をこえないよう

にすること。

(2) 大学設置審議会、大学基準協会等も右の審議会に統合すること。

第四 教員

一 教員免許制度は、実情に即するよう、単純合理化すること。なお教員免許の要件となつてゐる教職教養課程はこれを必要最少限度に引下げる。二 高等学校以下の学校教員の数を確保することができるよう、奨学制度を確立すること。

少数意見

できれば義務教育の年限を延長して、国民に一年でも高度の教育を与えることよいは異論のないところである。ゆえに理想として六三制の採用には反対ではない。

板倉 卓造

しかし、六三制を完成するに要するだけの経費は、わが敗戦後の国力にとつては非常な負担過重である。実力過当のものを採用したればこそ現にその実行難に陥つてゐるのである。戦後国力疲はののしる情においては旧六三制の義務教育すら維持することの困難を憂えしめるのに、逆に三年の延長を行わんとするのであるから今日の実行難は当然である。それにもかかわらずなおもこれを固執するにおいては教育設備の不完全による教育成果の低下は、順次高等学校、大学の教育にもおよび次代の国民の智徳に深大の悪影響をまぬかれることをえないであらう。無理な六三制の実施は義務教育年限延長が予期する効果に反する結果をみるに至ることを恐れるものである。

ゆえに今は無理をせず、六三制はわが国力が順当にこれを遂行するに至るまでその採用を中止し、すみやかに旧六三制に復帰してむしろ旧制の復興完成に力を尽くすこそ国力に応じ、国民教育の内容を充実に改善するゆえんと信ずるものである。

(文部省調査普及局「教育委員会制度協議会要録」二〇八―二一三ページ、一九五二年)

日教組・教師の倫理綱領

(一九五二・六・一八 日本教職員組合第九回新潟大会)  
 最終改正 一九六一・五

私たちの組合は、昭和二十七年に「教師の倫理綱領」を決定しました。決

種々バラエティをもった標準教科書を国家において作成し、教科書の向上を図ることを考慮すること。

第三 教育行政

一 地方教育行政  
 (1) 都道府県に教育委員会を設置し、大学以外の公私立学校教育その他の教育行政を担当するものとする。ただし、人口一五万程度以上の市には別に教育委員会を設置し、その市立の大学以外の学校教育に関する行政を担当するものとする。

(備考) 教育委員会を置く市以外の市町村においても教育に民意を反映せしめるための機関を設けることを別途考慮すること。

(2) 教育委員会の委員の定数は三名とし、地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを任命するものとする。

(3) 教育委員会の違法の行為に対しては、これを是正するための適当な方法を考え、教育に関し文部大臣が責任を負うことができる体制を明確にすること。

(4) 教育委員会をおく地方公共団体に対しては、標準義務教育費を支持するに必要な固有財源を与えることを考慮し、それが不可能な地方公共団体に對しては、地方財政平衡交付金によってこれを補てんするものとする。

二 大学行政  
 (1) 大学については、その自治を尊重すること。大学管理の具体的方式についても、各大学の自治を尊重すること。

(2) 大学の財政については、特別会計制度を採用するとともに、研究と教育の効率化の見地から、研究費その他の費目によっては、委任経理を認めること。研究費については、悪平等の配分を避け、研究の成果をあげるよう重点的に増額することを考えること。

三 文部省の附属行政機関  
 (1) 教育刷新審議会その他教育制度に関する各種の審議会はこれを統合し、教育行政全般にわたる単一最高の審議機関を設けること。しかして、必要に応じ専門家を加えた分科審議会を設けることとする。

(備考) 右の最高審議機関は、広く社会の意向を十分に反映しうる組織たらしめること。この見地から教育関係者が構成員の半数をこえないよう

にすること。

(2) 大学設置審議会、大学基準協会等も右の審議会に統合すること。

第四 教員

一 教員免許制度は、実情に即するよう、単純合理化すること。なお教員免許の要件となつてゐる教職教養課程はこれを必要最少限度に引下げる。二 高等学校以下の学校教員の数を確保することができるよう、奨学制度を確立すること。

少数意見

できれば義務教育の年限を延長して、国民に一年でも高度の教育を与えることよいは異論のないところである。ゆえに理想として六三制の採用には反対ではない。

板倉 卓造

しかし、六三制を完成するに要するだけの経費は、わが敗戦後の国力にとつては非常な負担過重である。実力過当のものを採用したればこそ現にその実行難に陥つてゐるのである。戦後国力疲はののしる情においては旧六三制の義務教育すら維持することの困難を憂えしめるのに、逆に三年の延長を行わんとするのであるから今日の実行難は当然である。それにもかかわらずなおもこれを固執するにおいては教育設備の不完全による教育成果の低下は、順次高等学校、大学の教育にもおよび次代の国民の智徳に深大の悪影響をまぬかれることをえないであらう。無理な六三制の実施は義務教育年限延長が予期する効果に反する結果をみるに至ることを恐れるものである。

ゆえに今は無理をせず、六三制はわが国力が順当にこれを遂行するに至るまでその採用を中止し、すみやかに旧六三制に復帰してむしろ旧制の復興完成に力を尽くすこそ国力に応じ、国民教育の内容を充実に改善するゆえんと信ずるものである。

(文部省調査普及局「教育委員会制度協議会要録」二〇八―二一三ページ、一九五二年)

日教組・教師の倫理綱領

(一九五二・六・一八 日本教職員組合第九回新潟大会)  
 最終改正 一九六一・五

私たちの組合は、昭和二十七年に「教師の倫理綱領」を決定しました。決

定されるまでの約一年間、全国の各職場では倫理綱領の草案をめぐって検討をつづけました。「自分たちの倫理綱領を、自分たちの討論のなかからつくる」これが、私たちの考え方でした。

私たちが、綱領草案をめぐって話しあいを行なっていた昭和二十六年という年は全面講和が、単独講和が、これからの日本の歩む途をめぐって国論が二つにわかれてたまたかわざされていた時期です。私たちは、敗戦という大きな代償を払って、やつと手中にした「民主主義と平和」を危機におとしいれる心配の濃い「単独講和」に反対してきました。平和憲法に対する理由のない攻撃も、この時からはじめられました。

このような時代を背景に、私たちの討論はつづけられました。そして、「平和と民主主義を守りぬぐために、今日の教師はいかにあるべきか」「望ましい教師の姿勢はどうあるべきか」、私たちの倫理綱領草案の討論には、以上のような考え方が基礎になっていました。

ですから、これはたんなる「標語」ではなく、私たち自身の古さをのりこえ、新しい時代を見きわめて、真理を追求する者のきびしさ、正義を愛する熱情に支えられた生きた倫理、民族のもつ課題に正しく応える倫理という考え方が、私たちの倫理綱領の基調になっています。つまり、歴代文相などが理由のないいかりなどつけても微動もしない倫理綱領であるということがいえます。

以下、私たちの倫理綱領各項についてかたんにふれたいと思います。

一 教師は日本社会の課題にこたえて青少年とともに生きる

平和を守り、民族の完全な独立をかちとり、憲法にしろえた民主的な社会をつくりだすことは教師に与えられた課題といえます。私たちは自ら深い反省にたち努力することによって、この課題に応えうる教師となるとともに、青少年がこの課題解決のための有能な働き手となるよう育成されなければならぬことをしました。

二 教師は教育の機会均等のためにたたかう

青少年は各人のおかれた社会的、経済的条件によつて教育を受ける機会を制限され、憲法の条項は空文に終っています。とくに、勤労青年、特殊児童(盲・ろう・肢体不自由児など)の教育はすててかえりみられていません。教師は教育の機会均等の原則が守られるよう、社会的措置をとらせるよう努力しなければならぬことをしました。

三 教師は平和を守る

平和は人類の理想であるとともに、日本の繁栄と民主主義も、平和なくては達成できません。教師は人類愛の鼓吹者、生活改造の指導者、人権尊重の先達として生き、いっさいの戦争挑発者と勇敢にたたかわなければならぬことを明らかにしました。

四 教師は科学的真理に立つて行動する

社会の進歩は、科学的真理にたつてこそ達成されます。科学の無視は人間性の抑圧に通じます。教師は人間性を尊重し、自然と社会を科学的に探究し、青少年の成長のために合理的環境をつくりだすために、学者、専門家と協力しあうことをしました。

五 教師は教育の自由の侵害を許さない

教育研究、教育活動の自由はしばしば不当な力でおさえられています。言論、思想、学問、集会の自由は憲法で保障されていますが、実際には制限され、圧迫されています。

教育の自由の侵害は、青少年の学習の自由をさまたげるばかりではなく、自主的な活動をほばみ、民族の将来をあやまらせるものであります。以上のことから、私たちが自由の侵害とあくまでもたたかうことをここで明らかにしました。

六 教師は正しい政治をもとめる

これまでの教師は、政治的中立という美名で時の政治権力に一方的に奉仕させられてきました。戦後、私たちは團結して正しい政治のためにたたかってきました。政治を全国民のねがひにこたえるものとするため、ひろく働く人とともに正しい政治をもとめて、今後もつよくたたかうことをしました。

七 教師は親たちとともに社会の類廃とたたかい、新しい文化をつくる

あらゆる種類の類廃が青少年をとりまいています。私たち教師は、マス・コミ等を通じて流される類廃から青少年を守ると同時に、新しい健康的な文化をつくるために、親たちと力をあわせてすすむことをしました。

八 教師は労働者である

教師は学校を職場として働く労働者であります。しかし、教育を一方的に支配しようとする人びとは、「上から押しつけた聖職者意識」を、再び教師のものにしようとする「労働者である」という私たちの宣言に、さまざまないがかりをつけています。私たちは、人類社会の進歩は働く人々を中心とし

た力によつてのみ可能であると考えています。私たちは自らが労働者であることの誇りをもつて人類進歩の理想に生きることを明らかにしました。

九 教師は生活権を守る  
私たちはこれまで、清貧にあまんずる教育者の名のもとに、最低の生活を守ることすら口にすることをばかかってきました。正しい教育を行なうためには、生活が保障されていなくてはなりません。労働に対する正当な報酬を要求することは、教師の権利であり、また義務であることをしめしました。

十 教師は団結する  
教師の歴史的使命は、団結を通じつてのみ達成することができます。教師の力は、組織と団結によつて発揮され、組織と団結はたえず教師の活動に勇氣と力をあたえています。私たちは自らが団結を強め行動するとともに、国民のための教育を一部の権力による支配から守るため、世界の教師、すべての働く人びとと協力しあつていくことが、私たちの倫理であることを明らかにしました。

## ◆ILOユネスコ・教員の地位に関する勧告

(一九六六・九・二一―一〇・五)  
ユネスコにおける特別政府間会議

### 前文

教員の地位に関する特別政府間会議は、教育をうける権利が基本的人権の一つであることを想起し、世界人権宣言の第二十六条、児童の権利宣言の第五原則、第七原則および第十原則および諸国民間の平和、相互の尊重と理解の精神を青少年の間に普及することに關する国連宣言を達成するうえで、すべての者に適正な教育を与えることが国家の責任であることを自覚し、

不断の道徳的・文化的進歩および経済的社会的発展に本質的な寄与をなすものとして、役立てうるすべての能力と知性を十分に活用するために、普通教育、技術教育および職業教育をより広範に普及させる必要を認め、

教育の進歩における教員の基本的な役割、ならびに人間の開発および現代社会の発展への彼らの貢献の重要性を認識し、

教員がこの役割にふさわしい地位を享受することを保障することに関心をもち、

異なつた国々における教育のパターンおよび編成を決定する法令および慣習が非常に多岐にわたつてゐる事を考慮し、かつ、それぞれの国で教育職員に適用される措置が、とくに公務に關する規制が教員にも適用されるかどうかによつて、非常に異なつた種類のものが多く存在することを考慮に入れ、

これらの相違にもかかわらず教員の地位に關してすべての国々で同じような問題が起つており、かつ、これらの問題が、今回の勧告の作成の目的であるところの、一連の共通基準および措置の適用を必要としてゐることを確信し、

教員に適用される現行国際諸条約、とくにILO総会で採択された結社の自由及び団結権保護条約(一九四八年)、団結権及び団体交渉権条約(一九四九年)、同一報酬条約(一九五一年)、差別待遇(雇用及び職業)条約(一九五八年)、および、ユネスコ総会で採択された教育の差別反対条約(一九六〇年)等の基本的人權に關する諸条項に注目し、

また、ユネスコおよび国際教育局が合同で招集した国際公教育会議で採択された初中等学校教員の養成と地位の諸側面に關する諸勧告、およびユネスコ総会で、一九六二年に採択された技術・職業教育に關する勧告にも注目し、教員とくに關連する諸問題に關した諸規定によつて現行諸規程を補足し、また、教員不足の問題を解決したいと願ひ、

以下の勧告を採択した。

### 一 定義

一 本勧告の適用上、

(イ)「教員」(teacher)という語は、學校において生徒の教育に責任をもつすべての人びとをいう。

(ロ) 教員に關して用いられる地位(status)という表現は、教員の職務の重要性およびその職務遂行能力の評価の程度によつて示される社会的地位または尊敬、ならびに他の職業集団と比較して教員に与えられる労働条件、報酬、その他の物質的給付等の双方を意味する。

た力によつてのみ可能であると考えています。私たちは自らが労働者であることの誇りをもつて人類進歩の理想に生きることを明らかにしました。

九 教師は生活権を守る  
私たちはこれまで、清貧にあまんずる教育者の名のもとに、最低の生活を守ることすら口にすることをばかかってきました。正しい教育を行なうためには、生活が保障されていなくてはなりません。労働に対する正当な報酬を要求することは、教師の権利であり、また義務であることをしめしました。

十 教師は団結する  
教師の歴史的使命は、団結を通じつてのみ達成することができます。教師の力は、組織と団結によつて発揮され、組織と団結はたえず教師の活動に勇氣と力をあたえています。私たちは自らが団結を強め行動するとともに、国民のための教育を一部の権力による支配から守るため、世界の教師、すべての働く人びとと協力しあつていくことが、私たちの倫理であることを明らかにしました。

## ◆ ILOユネスコ・教員の地位に関する勧告

(一九六六・九・二一―一〇・五)  
ユネスコにおける特別政府間会議

### 前文

教員の地位に関する特別政府間会議は、教育をうける権利が基本的人権の一つであることを想起し、世界人権宣言の第二十六条、児童の権利宣言の第五原則、第七原則および第十原則および諸国民間の平和、相互の尊重と理解の精神を青少年の間に普及することに關する国連宣言を達成するうえで、すべての者に適正な教育を与えることが国家の責任であることを自覚し、

不断の道徳的・文化的進歩および経済的社会的発展に本質的な寄与をなすものとして、役立てうるすべての能力と知性を十分に活用するために、普通教育、技術教育および職業教育をより広範に普及させる必要を認め、

教育の進歩における教員の基本的な役割、ならびに人間の開発および現代社会の発展への彼らの貢献の重要性を認識し、

教員がこの役割にふさわしい地位を享受することを保障することに関心をもち、

異なつた国々における教育のパターンおよび編成を決定する法令および慣習が非常に多岐にわたつてゐる事を考慮し、かつ、それぞれの国で教育職員に適用される措置が、とくに公務に關する規制が教員にも適用されるかどうかによつて、非常に異なつた種類のものが多く存在することを考慮に入れ、

これらの相違にもかかわらず教員の地位に關してすべての国々で同じような問題が起つており、かつ、これらの問題が、今回の勧告の作成の目的であるところの、一連の共通基準および措置の適用を必要としてゐることを確信し、

教員に適用される現行国際諸条約、とくにILO総会で採択された結社の自由及び団結権保護条約(一九四八年)、団結権及び団体交渉権条約(一九四九年)、同一報酬条約(一九五一年)、差別待遇(雇用及び職業)条約(一九五八年)、および、ユネスコ総会で採択された教育の差別反対条約(一九六〇年)等の基本的人権に關する諸条項に注目し、

また、ユネスコおよび国際教育局が合同で招集した国際公教育会議で採択された初中等学校教員の養成と地位の諸側面に關する諸勧告、およびユネスコ総会で、一九六二年に採択された技術・職業教育に關する勧告にも注目し、教員とくに關連する諸問題に關した諸規定によつて現行諸規程を補足し、また、教員不足の問題を解決したいと願ひ、

以下の勧告を採択した。

### 一 定義

一 本勧告の適用上、

(イ)「教員」(teacher)という語は、学校において生徒の教育に責任をもつすべての人びとをいう。

(ロ) 教員に關して用いられる地位(status)という表現は、教員の職務の重要性およびその職務遂行能力の評価の程度によつて示される社会的地位または尊敬、ならびに他の職業集団と比較して教員に与えられる労働条件、報酬、その他の物質的給付等の双方を意味する。



## 二 範囲

二 本勧告は、公立・私立ともに中等教育終了段階までの学校、すなわち、技術教育、職業教育および芸術教育を行なうものを含めて、保育園・幼稚園・初等および中間または中等学校のすべての教員に適用される。

## 三 指導的諸原則

三 教育は、その最初の学年から、人権および基本的自由に対する深い尊敬をうえつけることを目的とすると同時に、人間個性の全面的発達および共同社会の精神的、道徳的、社会的、文化的ならびに経済的な発展を目的とするものでなければならぬ。これらの諸価値の範囲の中で最も重要なものは、教育が平和のために貢献すること、およびすべての国民の間のもので、人種、宗教的集団相互の間の理解と寛容と友情に対して貢献することである。

四 教育の進歩は、一般に教育職員資格と能力および個々の教員の人間的、教育学的、技術的資質に大いにかかっていることが認識されなければならない。

五 教員の地位は、教育の目的、目標に照らして決められてくる教育の必要性にみあったものでなければならない。教育の目的、目標を完全に実現するうえで、教員の正当な地位および教育職に対する正当な社会的尊敬が、大きな重要性をもっているということが認識されなければならない。

六 教育の仕事は専門職とみなされるべきである。この職業は厳しい、継続的な研究を経ることで獲得され、維持される専門的知識および特別な技術を教員に要求する公的業務の一種である。また、責任をもたされた生徒の教育および福祉に対して、個人的および共同の責任感を要求するものである。

七 教員の養成および雇用のすべての面にわたって、人種、皮膚の色、性別、宗教、政治的見解、国籍または母地もしくは経済的条件にもとづく一切の差別が行なわれてはならない。

八 教員の労働条件は、教員が効果的な学習を最もよく促進し、その職業的任務に専念することができるものでなければならない。

九 教員団体は、教育の進歩に大いに寄与しうるものであり、したがって教育政策の決定に関与すべき勢力として認められなければならない。

## 四 教育目的と教育政策（略）

## 五 教職への準備（略）

## 六 教員の継続教育

三十一 当局と教員は、教育の質と内容および教授技術を系統的に向上させていくことを企図する現職教育の重要性を認識しなければならない。

三十二 当局は、教員団体と協議して、すべての教員が無料で利用できる広範な現職教育の制度の樹立を促進しなければならない。この種の制度は、多岐にわたる手段を準備し、かつ、教員養成機関、科学・文化機関および教員団体がそれぞれ参加するものでなければならない。一時職から離れて再び教職に戻る教員のためとくに再訓練課程を設けなければならない。

三十三 (1) 教員がその資格を向上させ職務の範囲を変更または拡大し、あるいは、昇進を希望し、かつ、担当教科や教育分野の内容および方法について最も新しいものを常に身につけるために、講習または他の適当な便宜が考慮されるべきである。

(2) 教員が、その一般教育や職業資格を向上するための書物、その他の資料を利用できるようにする諸手段が講じられなければならない。

三十四 教員には継続教育の課程や便宜に参加するための機会および刺激が与えられ、また教員はこれらを十分に活用すべきである。

三十五 学校当局は、教科および教授法に関する研究成果をとり入れられるようにするため、あらゆる努力を払わなければならない。

三十六 当局は、教員が、継続教育を目的として、集団であれば、個人であれば自国内および国外を旅行するのを奨励すべきであり、できる限り、援助を与えなければならない。

三十七 国際的または地域的な規模での財政的技術的協力によって、教員の養成および継続教育のためにとられる措置が進展され補足されるべきことが望ましい。

## 七 雇用とキャリア

## ◆教職への参加

三十八 教員団体との協力により、採用に関する政策を適切な次元で明確に定め、かつ教員の義務と権利を定める規則を制定しなければならない。

三十九 教職への就職に関する試用期間は、新しい教職参加者への励ましとたよりになる手ほどきのための、そして教員自身の実際の教授能力を向上させることとならんで適切な専門的水準を確立し、保持するための機会として教員およびその使用者の両者によって認識されなければならない。通常の試用期間は、あらかじめ知られるべきであり、それを満足に修了するための条件は、厳密に職業的能力に関連づけられなければならない。もしその教員の試用期間を満足に修了しえなかつたときは、教員はその理由を知らされなければならない、かつこれに対して意見を述べる権利をもたなければならない。

#### ◆昇進と昇格

四十 教員は、必要な資格を有することを条件として、教育の仕事の範囲内である種の学校または、ある段階の学校から、他の種の学校または他の段階の学校に異動できないしなければならない。

四十一 教育事業の組織と構造は、個々の学校のそれを含めて、個々の教員が付加的な責任を果たすことの自覚、および果たすための十分な機会を、これらの責任が教員の質または規則性に不利にならないという条件のもとに、与えなければならない。

四十二 学校が、十分に大きければ、さまざまな教員が各種の責任を果たすことから、生徒も利益を得、教員も機会を与えられるという利点に考慮が払われなければならない。

四十三 督学官および教育行政官、教育管理者あるいはその他、特別責任をもつ職など教育に責任をもつ職はできる限り広く経験豊かな教員に与えられなければならない。

四十四 昇格は、教員団体との協議により定められた、厳密に専門職上の基準に照らし、新しいポストに対する教員の資格の客観的な評価にもとづいて行なわれなければならない。

#### ◆身分保障

四十五 教職における雇用の安定と身分保障は、教員の利益にとって不可欠であることはいくまでもなく、教育の利益のためにも不可欠なものであり、たとえ学校制度、または、学校内の組織に変更がある場合でも、あくまでも保護されるべきである。

四十六 教員は、その専門職としての身分またはキャリアに影響する専断的行為から十分に保護されなければならない。

#### ◆専門職としての行為の違反に関する懲戒処分

四十七 専門職としての行為違反の責を負うべき教員に適用される懲戒措置は明確に規定されなければならない。懲戒手続、およびすべての決定された措置は、授業活動の禁止が含まれているか、あるいは生徒の保護または福祉がそれを必要とする場合を除いて、その教員がそれを要求するときにのみ公表されなければならない。

四十八 懲戒を提案し、ないしは適用する資格を有する当局ないし機関は、明確に指定されなければならない。

四十九 教員団体は、懲戒問題を扱う機関の設置にあたって、協議にあずかるなければならない。

五十 すべての教員は、一切の懲戒手続の各段階で公平な保護をうけなければならない。とくに、

(a) 懲戒の提起およびその理由を文書により通知される権利

(b) 事案の証拠を十分に入手する権利

(c) 教員が弁護準備に十分な時間を与えられ、自らを弁護し、または自己の選択する代理人によって弁護を受ける権利

(d) 決定およびその理由を書面により通知される権利

(e) 明確に指定された権限ある当局または機関に不服を申し立てる権利

五十一 懲戒からの保護、ならびに懲戒それ自体の効果は、その教員が、同僚の参加のもとで判定をうける場合、非常に高まる、ということ当局は認識しなければならない。

五十二 右の第四十七項から第五十一項の諸規定は、刑法のもとで処罰される行為に対して、国内法規に従って通常適用される手続にいかなる意味でも影響を及ぼすものではない。

#### ◆健康診断

五十三 教員は定期健康診断をうけることを要求されるべきであり、それは無料で行なわれなければならない。

◆家庭の責任をもつ女子教員

五十四 結婚が女子教員の採用または雇用の継続の障害とみなされてはならず、また報酬、その他の労働条件に影響してはならない。

五十五 使用者は、妊娠および母性休暇の故をもって、雇用契約を解除することを禁止されなければならない。

五十六 家庭の責任をもつ教員の子どもの面倒を見るため、望ましい場合に

は、保育者、託児所等の特別の便宜が考慮されなければならない。  
 五十七 家庭の責任をもつ女子教員が居住地域で勤務できるようにし、また夫婦とも教員である者は、近接する学区あるいは同一学区および同一学校で勤務できるようにするための措置が講じられなければならない。  
 五十八 適切な条件のもとでは、定年前に離職した、家庭の責任をもつ女子教員は、再び教職に戻るよう奨励されなければならない。

#### ◆非常勤の勤務

五十九 当局と学校は、必要な場合には、何らかの理由からフルタイムで勤務することのできない有資格教員によるパートタイムの勤務の価値を認識しなければならない。

六十 正規にパートタイムで雇用される教員は、

- (a) フルタイムで雇用される教員と比率的に同一報酬を受け、同一の基本的雇用条件を享受すべきであり、
- (b) 有給休暇、疾病休暇、母性休暇について、フルタイムで雇用される教員と同一の適格条件を前提として、同等の権利を与えられるべきであり、
- (c) 使用者による年金制度の適用を含めて、十分かつ適切な社会保障の保護を受ける権利を与えられるべきである。

#### 八 教員の権利と責任

##### ◆職業上の自由

六十一 教育職は専門職としての職務の遂行にあたって学問上の自由を享受すべきである。教員は生徒に最も適した教材および方法を判断するための格別の資格を認められたものであるから、承認された教育課程基準の範囲で、教育当局の援助をうけて教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の採用などについて不可欠な役割を与えられるべきである。

六十二 教員と教員団体は、新しい課程、新しい教科書、新しい教具の開発に参加しなければならない。

六十三 一切の視学、あるいは監督制度は、教員がその職業上の任務を果たすのを助まし、援助するように計画されるものでなければならず、教員の自由、創造性、責任感をそこなうようなものであってはならない。

六十四 (1) 教員の仕事を直接評価することが必要な場合には、その評価は客観的でなければならず、また、その評価は教員に知らされなければならない。

(2) 教員は、不当と思われる評価がなされた場合に、それに対して異議を申し立てる権利をもたなければならない。

六十五 教員は、生徒の進歩を評価するのに役立つと思われる評価技術を自由に利用できなければならない。しかし、その場合、個々の生徒に対していかなる不公平も起こらないことが確保されなければならない。

六十六 当局は、各種の課程および多様な継続教育への個々の生徒の適合性に関する教員の勧告を、正当に重視しなければならない。

六十七 生徒の利益となるような、教員と父母の密接な協力を促進するために、あらゆる可能な努力が払われなければならないが、しかし、教員は、本来教員の専門職上の責任である問題について、父母による不正または不当な干渉から保護されなければならない。

六十八 (1) 学校または教員に対して苦情のある父母は、まず第一に学校長または関係教員と話し合う機会が与えられなければならない。さらに苦情を上級当局に訴える場合はすべて文書で行なわれるべきであり、その文書の写しは当該教員に与えられなければならない。

(2) 苦情調査は、教員が自らを弁護する正当な機会が与えられ、かつ、調査過程は公開されてはならない。

六十九 教員は、生徒を事故から守るため最大の注意を払わねばならないが、教員の雇用主は、校内ないし校外における学校活動の中で生じた生徒の傷害のさいに教員に損害賠償が課せられる危険から教員を守らねばならない。

##### ◆教員の責任

七十 すべての教員は、専門職としての地位が教員自身に大きくかかっていることを認識し、そのすべての専門職活動の中で最高の水準を達成するよう努力しなければならない。

七十一 教員の職務遂行に関する専門職の基準は、教員団体の参加のもとで定められ維持されなければならない。

七十二 教員と教員団体は、生徒の利益、教育事業の利益および社会全般の利益のために当局と十分協力するよう努力しなければならない。

七十三 倫理綱領ないし行動綱領は教員団体によって確立されなければならない。なぜなら、この種の綱領はこの専門職の威信を確保し、また合意された原則にしたがった専門職の遂行を確保するうえで大きく貢献するからである。

七十四 教員は、生徒および成人の利益のために課外活動に参加する用意が

なければならぬ。

#### ◆教員と教育事業全体との関係

七十五 教員がその責任を果たすことができるようにするため、当局は教育政策、学校機構、および教育活動の新しい発展等の問題について教員団体との間に承認された協議手段を確立し、かつ、定期的にこれを運用しなければならぬ。

七十六 当局と教員は、教育事業の質の向上のために設けられた措置、教育研究、新しく改善された教育方法の発展と普及に教員がその組織を通じ、またその他の方法によって、参加することの重要性を認識しなければならぬ。

七十七 当局は、一つの学校ないしより広い範囲にわたり、同一教科担任教員の協力を促進することを企図する研究会の設立とその活動を容易にすべきであり、この種の研究会の意見や提案はこれを正当に考慮しなければならぬ。

七十八 教育事業の各方面に責任をもつ行政職員およびその他の職員は、教員と健全な関係を保つよう努力すべきであり、また、教員の側もこれら職員に対して同様でなければならぬ。

#### ◆教員の権利

七十九 教員の社会的および公的生活への参加は、教員の人間の発達における利益、教育事業の利益および社会全体の利益という観点から、奨励されなければならぬ。

八十 教員は市民が一般に享受する一切の市民的権利を自由に行使すべきであり、かつ、公職につき権利をもたなければならない。

八十一 公職につき要件として、教員が教育の職務をやめなければならないことになっている場合、教員は、先任権、年金のために教職にその籍を保持し、公職の任期終了後は、前職ないしは、これと同等のポストに復帰することが可能でなければならない。

八十二 教員の賃金と労働条件は、教員団体と教員の雇用主の間の交渉過程を通じて決定されなければならない。

八十三 法定の、または任意の交渉機構を通じてその公的または私的雇用主と交渉を行なう権利が保障されなければならない。

八十四 雇用条件等から生じる教員と雇用主の間の争議の解決にあたるため、適切な合同の機構が設置されなければならない。もしこの目的のために設

けられた手段と手続が使い尽くされ、あるいは当事者間の交渉が行き詰まった場合、教員団体は、他の団体がその正当な利益を保護するため普通もっているような他の手段をとる権利をもたなければならない。

#### 九 効果的な授業と学習のための条件

八十五 教員は価値のある専門家であるから、教員の仕事は、教員の時間と労力が浪費されないように組織され援助されなければならない。

#### ◆学級規模

八十六 学級規模は、教員が生徒一人ひとりに注意を払うことができるようなものでなければならない。時には矯正教育などを目的とする小グループまたは個人授業の措置を講じ、または時には視聴覚教具を使用する大グループ授業の措置を講じることでもできる。

#### ◆補助職員

八十七 教員がその専門的職務に専念することができるように、学校には授業以外の業務を処理する補助職員を配置しなければならない。

#### ◆教授用具

八十八 (1) 当局は、教員と生徒に最新の教具を提供しなければならない。このような用具は教員を代用するものとしてではなく、教授の内容を向上させ、より多くの生徒に教育の利益を施すための手段とみなさなければならない。

(2) 当局はこの種の教具の利用についての研究を助長しなければならない。また教員がこのような研究に積極的に参加するように奨励しなければならない。

#### ◆労働時間

八十九 教員が一日あたり、また一週あたり労働することを要求される時間は、教員団体と協議して定められなければならない。

九十 授業時間を決定するにあたっては、教員の労働負担に関係するつぎのようなすべての要因を考慮に入れるべきではない。

(イ) 教員が一日あたり、一週あたりに教えることを要求される生徒数

(ロ) 授業の十分な立案と準備ならびに評価のために要する時間

(ハ) 毎日教えるようにわりあてられる異なる科目の数

(ニ) 教科関係、課外活動、監督任務および生徒への助言(カウンセリング)などへ参加するために要する時間

(ホ) 教員が生徒の進歩について父母に報告し、相談することのできる時間をとることが望ましいということ

九十一 教員は現職教育の課程に参加するために必要な時間を与えられなければならない。

九十二 課外活動への参加が教員の過重負担となつてはならず、また教員の本務の達成を妨げるものではあつてはならない。

九十三 学校での授業に追加される特別な教育的責任を課せられる教員は、それに応じて通常の授業時間を短縮されなければならない。

#### ◆年次有給休暇

九十四 すべての教員は、給与全額支給の適正な年次休暇をもつ権利を享受しなければならない。

#### ◆研修休暇

九十五 (1) 教員は給与全額または一部支給の研修休暇をとるとき与えられなければならない。

(2) 研修休暇の期間は、先任権および年金のための在職期間に通算されなければならない。

(3) 人口集中地帯からかけ離れ、公共当局によつてそのように認められている地域に住む教員は、他の教員よりひんばんに研修休暇を与えられなければならない。

#### ◆特別休暇

九十六 二国間および多国間文化交流の枠内で与えられる休暇期間は、勤務と考慮されなければならない。

九十七 技術援助計画に従事する教員は、休暇を与えられなければならない。そして母国における彼らの先任権、昇任資格および年金権は守られなければならない。さらに、彼らの臨時出費をつくう特別の措置を講じなければならない。

九十八 外国からの客員教員も、同様に母国から休暇を与えられなければならない。彼らの先任権および年金権は守られなければならない。

九十九 (1) 教員は、彼らの団体の活動に参加できるように給与全額支給の休暇を随時与えられなければならない。

(2) 教員は、彼らの団体の役割につき権利を有するべきであり、この場合、彼らは公職につき教員と同等の諸権利をもたなければならない。

百 教員は、雇用に先立つて行なわれた取り決めにしたがつて、正当な個人

的理由によつて、給与全額支給の休暇を与えられなければならない。

#### ◆病気休暇と出産休暇

百一 (1) 教員は有給の病気休暇の権利を与えられなければならない。

(2) 給与の全額あるいは一部を支払われる期間を決定するにあつては、教員を長期にわたつて生徒から隔離することが必要な場合があることを考慮しなければならない。

百二 国際労働機関によつて定められた母性保護の分野における諸基準、とくに一九一九年の母性保護条約、一九五二年の母性保護条約(改定)は、本勧告の第二百二十六項の諸基準と同じく、これを実施しなければならない。百三 子どもをもつ婦人教員は、失職することなく、かつ、雇用から生ずるすべての権利を完全に保護されて、出産後一年まで追加の無給休暇を、要求によつて取得することができるような措置により、教職にとどまることを奨励されなければならない。

#### ◆教員の交流

百四 当局は教育活動にとつても、教員自身にとつても、外国との専門的、文化的交流および、教員の外国旅行が大きな価値をもつていることを認識しなければならない。また当局は、このような機会を拡げるよう努力し、かつ、個々の教員が外国で得た経験を考慮しなければならない。

百五 このような交流の希望者の募集は、いかなる差別もなしに行なわれなければならない。また、関係者はいづれか特定の政治的見解を代表するものとみなされるべきではない。

百六 外国で研究し、教えるために旅行する教員は、そうするための十分な便宜と、彼らの職と地位に対する適切な保障を与えられなければならない。

百七 教員は、外国で得た教育上の経験を、教員の同僚とわかち合うことを奨励されなければならない。

#### ◆校舎

百八 校舎は安全で全体のデザインが魅力的であり、また配置において機能的でなければならない。校舎は効果的な教授、課外活動に役立ち、またとくに農村地域においては、地域社会のセンターとして役立つものでなければならない。校舎は、定められた衛生基準にしたがつて、また耐久性、適応性および容易かつ経済的な維持という観点から建設されなければならない。

百九 当局は、生徒と教員の健康と安全を、いかなる点でもおびやかすこと

のないように、学校施設、校舎が適正に維持されることを保障しなければならない。

百十 新しい学校を立案する時には、教員代表の意見を聞かなければならない。既存の学校に施設を新築するかあるいは増築する場合は関係学校の教職員と協議しなければならない。

#### ◆農村または僻地に勤務する教員のための特別措置

百十一 (1) 人口集中地帯から教員のため、公共当局によってそのように認められている地域に勤務する教員とその家族に対しては、無料または家賃補助のある相応な住宅が提供されなければならない。

(2) 教員が、その通常の教育の仕事のほかに地域社会活動を刺激、促進することを期待されている国ぐにでは、その開発計画に、教員のための適当な宿泊設備の用意が含まれなければならない。

百十二 (1) 僻地の学校への任命あるいは転動にあたって、教員には自身とその家族の移転および旅行の費用が支払われなければならない。

(2) このような地域に住む教員には、必要な場合、彼らの専門職としての水準の維持を可能にさせるための特別の旅行の便宜を与えなければならない。

(3) 僻地に転任された教員は、誘引策として、休暇で年に一度帰郷する際の旅費を支払われるべきである。

百十三 教員が特殊の困難にさらされる場合は、つねに特別困難手当の支給によって教員に補償すべきであり、このような手当は、年金計算の基礎となる収入に含まれなければならない。

#### 十 教員の給与

百十四 教員の地位に影響する様々な要因のなかでも、給与はとくに重要視しなければならない。なぜならば、今日の世界的状況の中では教員に与えられる地位 (status) または尊敬、彼らの機能の重要性についての評価の程度等の諸要因は、他の対応する専門職の場合と同様、主として教員のおかれている経済的狀態にかかっているからである。

#### 百十五 教員の給与

(イ) 教員が教職についたときから彼らに課されるあらゆる種類の責任を反映しなければならぬと同時に、教育機能の社会に対する重要性、したがつて教員の重要性を反映しなければならぬ。

(ロ) 類似のあるいは同等の資格を要求される他の職業に支払われる給与とくらべて遜色があつてはならない。

(ハ) 彼ら自身と家族のために適正な生活水準を確保するとともに、研修の積み重ねあるいは教養活動を続け、もつて彼らの専門職としての資質を向上するに足るものでなければならない。

(ニ) ある種のポストは、より高い資質と経験を必要とし、より大きな責任をともなうという事実を考慮しなければならぬ。

百十六 教員は、教員団体との合意によって定められた給与表にもとづいて給与を支払われなければならない。いかなる場合にも、有資格の教員には、その試用期間中あるいは臨時採用中に、正式に雇用された教員を対象として規定されたものより低い給与表によって給与を支払ってはならない。

百十七 給与構造は、異なる教員集団の間のみならず起す原因となる公平や変則性を生じないように計画されなければならない。

百十八 最高授業時間数が定められている場合、正規の時間数を通常最高限を超える教員は、承認された給与表にもとづいて追加の報酬をうけなければならない。

百十九 給与差は、資格水準、経験年数、責任度などの客観的な基準にもとづいたものであり、最低給と最高給の関係は、合理的な性格のものでなければならない。

百二十 いかなる学位もたない職業科あるいは技術科の教員を基本給与表に格付けする場合には、その実際の訓練と経験の価値に対する手当が支給されなければならない。

百二十一 教員の給与は一年を基準として算出されなければならない。

百二十二 (1) 定期的な、なるべくならば年一回の給与増加による同一等級内の昇格を規定しなければならない。

(2) 基本的給与表の最低額から最高額に達する期間は、十年ないし十五年をこえてはならない。

(3) 試用あるいは臨時採用期間中の勤務に対しても、昇給を教員に与えなければならない。

#### 百二十三 (1) 教員の給与表は、生活費の値上り、国内における生活水準の向上をみちびく生産性の増加、資金あるいは給与水準の全般的上昇動向

などの要因を考慮に入れて定期的に再検討されなければならない。

(2) 生活費指数にしたがつて、給与を自動的に調整する制度を採用してい

る国では、どの指数をとるか、教員団体の参加のもとに決定しなければならぬ。そして、支給される生活手当は、すべて年金計算の基礎となる収入に含まれるものとみなされなければならない。

百二十四 給与決定を目的としたいかなる勤務評定制度も、関係教員団体との事前協議およびその承認なしに採用し、あるいは適用されてはならない。

十一 社会保障(略)

十二 教員の不足(略)

十三 最終規定(略)

## ◇期待される人間像 (中教審答申「別記」)

(一九六六・一〇・三一)  
中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備について」の「別記」

まえがき

この「期待される人間像」は、「第一部 当面する日本人の課題」と「第二部 日本人にとくに期待されるもの」から成っている。

この「期待される人間像」は、「第一 後期中等教育の理念」の「二人間形成の目標としての期待される人間像」において述べたとおり、後期中等教育の理念を明らかにするため、主体としての人間のあり方について、どのような理想を描くことができるかを検討したものである。

以下に述べるところのものは、すべての日本人、とくに教育者その他人間形成の任に携わる人々の参考とするためのものである。それについて注意しておきたい二つのことがある。

(1) ここに示された諸徳性のうち、どれをとって青少年の教育の目標とするか、またその表現をどのようにするか、それはそれぞれ教育者あるいは教育機関の主体的な決定に任せられていることである。しかし、日本の教育の現状をみると、日本人としての自覚をもった国民であること、職業の尊厳を知り、勤労の徳を身につけた社会人であること、強い意志をもった自主独立の個人であることなどは、教育の目標として、じゅうぶんに留意されるべきものと思われる。ここに示したのは人間性のうちにおける諸

徳性の分布地図である。その意味において、これは一つの参考になるであろう。

(2) 古来、徳はその根源において一つであるとも考えられてきた。それは良心が一つであるのと同じである。以下に述べられた徳性の数は多いが、重要なことはその名称を暗記させることではない。むしろその一つでも二つでも、それを自己の身につけようとする努力である。そうすれば他の徳もそれとともに呼びさまされてくるであろう。

第一部 当面する日本人の課題(略)

第二部 日本人にとくに期待されるもの(略)  
以上が今日の日本人に対する当面の要請である。われわれは、これらの要請にこたえようとする人間となることを期さなければならない。

しかしそのような人間となることは、それにふさわしい恒常的かつ普遍的な諸徳性と実践的な規範とを身につけることにほかならない。つきに示すものが、その意味において、今後の日本人にとくに期待されるものである。

### 第4章 国民として

1 正しい愛国心をもつこと 今日世界において、国家を構成せず国家に所属しないいかなる個人もなく、民族もない。国家は世界において最も有機的であり、強力な集団である。個人の幸福も安全も国家によるところがきわめて大きい。世界人類の発展に寄与する道も国家を通じて開かれているのが普通である。国家を正しく愛することが国家に対する忠誠である。正しい愛国心は人類愛に通ずる。

真の愛国心とは、自国の価値をいつそう高めようとする心がけであり、その努力である。自国の存在に無関心であり、その価値の向上に努めず、ましてその価値を無視しようとすることは、自国を憎むことともなろう。われわれは正しい愛国心をもたなければならない。

2 象徴に敬愛の念をもつこと 日本の歴史をふりかえるならば、天皇は日本国および日本国民統合の象徴として、ゆるがぬものをもっていたことが知られる。日本国憲法はそのことを、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。」という表現で明確に規定したのである。もともと象徴とは象徴されるものが実体としてあつてはじめて象徴としての意味をもつ。そしてこの際、象徴としての天皇の実体をなすものは、日本国および日本国民の統合という

る国では、どの指数をとるか、教員団体の参加のもとに決定しなければならぬ。そして、支給される生活手当は、すべて年金計算の基礎となる収入に含まれるものとみなされなければならない。

百二十四 給与決定を目的としたいかなる勤務評定制度も、関係教員団体との事前協議およびその承認なしに採用し、あるいは適用されてはならない。

十一 社会保障(略)

十二 教員の不足(略)

十三 最終規定(略)

## ◇期待される人間像 (中教審答申「別記」)

(一九六六・一〇・三一)  
中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備について」の「別記」

まえがき

この「期待される人間像」は、「第一部 当面する日本人の課題」と「第二部 日本人にとくに期待されるもの」から成っている。

この「期待される人間像」は、「第一 後期中等教育の理念」の「二 人間形成の目標としての期待される人間像」において述べたとおり、後期中等教育の理念を明らかにするため、主体としての人間のあり方について、どのような理想を描くことができるかを検討したものである。

以下に述べるところのものは、すべての日本人、とくに教育者その他人間形成の任に携わる人々の参考とするためのものである。

それについて注意しておきたい二つのことがある。

(1) ここに示された諸徳性のうち、どれをとって青少年の教育の目標とするか、またその表現をどのようにするか、それはそれぞれ教育者あるいは教育機関の主体的な決定に任せられていることである。しかし、日本の教育の現状をみると、日本人としての自覚をもった国民であること、職業の尊厳を知り、勤労の徳を身につけた社会人であること、強い意志をもった自主独立の個人であることなどは、教育の目標として、じゅうぶんに留意されるべきものと思われる。ここに示したのは人間性のうちにおける諸

徳性の分布地図である。その意味において、これは一つの参考になるであろう。

(2) 古来、徳はその根源において一つであるとも考えられてきた。それは良心が一つであるのと同じである。以下に述べられた徳性の数は多いが、重要なことはその名称を暗記させることではない。むしろその一つでも二つでも、それを自己の身につけようとする努力である。そうすれば他の徳もそれとともに呼びさまされてくるであろう。

第一部 当面する日本人の課題(略)

第二部 日本人にとくに期待されるもの(略)  
以上が今日の日本人に対する当面の要請である。われわれは、これらの要請にこたえようとする人間となることを期さなければならない。

しかしそのような人間となることは、それにふさわしい恒常かつ普遍的な諸徳性と実践的な規範とを身につけることにほかならない。つきに示すものが、その意味において、今後の日本人にとくに期待されるものである。

### 第4章 国民として

1 正しい愛国心をもつこと  
今日世界において、国家を構成せず国家に所属しないいかなる個人もなく、民族もない。国家は世界において最も有機的であり、強力な集団である。個人の幸福も安全も国家によるところがきわめて大きい。世界人類の発展に寄与する道も国家を通じて開かれているのが普通である。国家を正しく愛することが国家に対する忠誠である。正しい愛国心は人類愛に通ずる。

真の愛国心とは、自国の価値をいつそう高めようとする心がけであり、その努力である。自国の存在に無関心であり、その価値の向上に努めず、ましてその価値を無視しようとすることは、自国を憎むことともなろう。われわれは正しい愛国心をもたなければならない。

2 象徴に敬愛の念をもつこと  
日本の歴史をふりかえるならば、天皇は日本国および日本国民統合の象徴として、ゆるがぬものをもっていたことが知られる。日本国憲法はそのことを、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。」という表現で明確に規定したのである。もともと象徴とは象徴されるものが実体としてあつてはじめて象徴としての意味をもつ。そしてこの際、象徴としての天皇の実体をなすものは、日本国および日本国民の統合という



ことである。しかも象徴するものは象徴されるものを表現する。もしそうであるならば、日本国を愛するものが、日本国の象徴を愛するということは、論理上当然である。

天皇への敬愛の念をつきつめていけば、それは日本国への敬愛の念に通ずる。ただし日本国の象徴たる天皇を敬愛することは、その実体たる日本国を敬愛することに通ずるからである。このような天皇を日本の象徴として自国の上にいただいてきたところに、日本国の独自の姿がある。

3 すぐれた国民性を伸ばすこと 世界史上、およそ人類文化に重要な貢献をしたほどの国民は、それぞれに独自の風格をそなえていた。それは、今日の世界を導きつつある諸国民についても同様である。すぐれた国民性と呼ばれるものは、それらの国民にもつ風格にはかならない。明治以降の日本人が、近代史上において重要な役割を演ずることができたのは、かからが近代日本建設の気力と意欲にあふれ、日本の歴史と伝統によってつちかわれた国民性を發揮したからである。

このようなたくましさとともに、日本の美しい伝統としては、自然と人間に対するこまやかな愛情や寛容の精神をあげることができる。われわれは、このこまやかな愛情に、さらに広さと深さを与え、寛容の精神の根柢に確固たる自主性をもつことによって、たくましく、美しく、おおらかな風格ある日本人となることができるのである。

また、これまで日本人のすぐれた国民性として、勤勉努力の性格、高い知能水準、すぐれた技術的素質などが指摘されてきた。われわれは、これらの特色を再認識し、さらに発展させることによって、狭い国土、貧弱な資源、増大する人口という恵まれない条件のもとにおいても、世界の人々とともに平和と繁栄の道を歩むことができるであろう。

現代は価値体系の変動があり、価値観の混乱があるといわれる。しかし、人間に期待される諸徳性という観点からすれば、現象形態はさまざまに変化するにしても、その本質的な面においては一貫するものが認められるのである。それをよりいっそう明らかにし、あるいはよりいっそう深めることによって、人間をいっそう人間らしい人間にすることが、いわゆる人道主義のねらいである。そしてまた人間歴史の進むべき方向であろう。人間としての尊敬に値する人は、職業、地位などの区別を越えて共通のものをもつのである。

5 畏敬の念をもつこと 以上に述べてきたさまざまなことに對し、その根柢に人間として重要な一つのことがある。それは生命の根源に對して畏

敬の念をもつことである。人類愛とか人間愛とかいわれるものもそれに基づくのである。

すべての宗教的情操は、生命の根源に對する畏敬の念に由来する。われわれはみずから自己の生命をうんだのではない。われわれの生命の根源には父母の生命があり、民族の生命があり、人類の生命がある。ここにいう生命とは、もとより単に肉体的な生命だけをさすのではない。われわれには精神的な生命がある。このような生命の根源すなわち聖なるものに對する畏敬の念が真の宗教的情操であり、人間の尊厳と愛もそれに基づき、深い感謝の念もそこからわき、真の幸福もそれに基づく。

しかもそのことは、われわれに天地を通じて一貫する道があることを自覚させ、われわれに人間としての使命を悟らせる。その使命により、われわれは真に自主独立の気魄をもつことができるのである。

(文部科学省H P ↓ 審議會情報 ↓ 過去の審議會 ↓ 中央教育審議會)

## ◇ 同和对策審議會答申

(一九六五・八・一一)  
同和对策審議會

### 第一部 同和问题の認識

#### 一 同和问题の本質

いわゆる同和问题とは、日本社会の歴史的發展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会において、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団の居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなってきたが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつたいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などよばれ、明らかな差別の対象となつているのである。

ことである。しかも象徴するものは象徴されるものを表現する。もしそうであるならば、日本国を愛するものが、日本国の象徴を愛するということは、論理上当然である。

天皇への敬愛の念をつきつめていけば、それは日本国への敬愛の念に通ずる。ただし日本国の象徴たる天皇を敬愛することは、その実体たる日本国を敬愛することに通ずるからである。このような天皇を日本の象徴として自国の上にいただいてきたところに、日本国の独自の姿がある。

3 すぐれた国民性を伸ばすこと 世界史上、およそ人類文化に重要な貢献をしたほどの国民は、それぞれに独自の風格をそなえていた。それは、今日の世界を導きつつある諸国民についても同様である。すぐれた国民性と呼ばれるものは、それらの国民にもつ風格にはかならない。明治以降の日本人が、近代史上において重要な役割を演ずることができたのは、かからが近代日本建設の気力と意欲にあふれ、日本の歴史と伝統によってつちかわれた国民性を發揮したからである。

このようなたくましさとともに、日本の美しい伝統としては、自然と人間に対するこまやかな愛情や寛容の精神をあげることができる。われわれは、このこまやかな愛情に、さらに広さと深さを与え、寛容の精神の根柢に確固たる自主性をもつことによって、たくましく、美しく、おおらかな風格ある日本人となることができるのである。

また、これまで日本人のすぐれた国民性として、勤勉努力の性格、高い知能水準、すぐれた技術的素質などが指摘されてきた。われわれは、これらの特色を再認識し、さらに発展させることによって、狭い国土、貧弱な資源、増大する人口という恵まれない条件のもとにおいても、世界の人々とともに平和と繁栄の道を歩むことができるであろう。

現代は価値体系の変動があり、価値観の混乱があるといわれる。しかし、人間に期待される諸徳性という観点からすれば、現象形態はさまざまに変化するにしても、その本質的な面においては一貫するものが認められるのである。それをよりいっそう明らかにし、あるいはよりいっそう深めることによって、人間をいっそう人間らしい人間にすることが、いわゆる人道主義のねらいである。そしてまた人間歴史の進むべき方向であろう。人間としての尊敬に値する人は、職業、地位などの区別を越えて共通のものをもつのである。

5 畏敬の念をもつこと 以上に述べてきたさまざまなことに對し、その根柢に人間として重要な一つのことがある。それは生命の根源に對して畏

敬の念をもつことである。人類愛とか人間愛とかいわれるものもそれに基づくのである。

すべての宗教的情操は、生命の根源に對する畏敬の念に由来する。われわれはみずから自己の生命をうんだのではない。われわれの生命の根源には父母の生命があり、民族の生命があり、人類の生命がある。ここにいう生命とは、もとより単に肉体的な生命だけをさすのではない。われわれには精神的な生命がある。このような生命の根源すなわち聖なるものに對する畏敬の念が真の宗教的情操であり、人間の尊厳と愛もそれに基づき、深い感謝の念もそこからわき、真の幸福もそれに基づく。

しかもそのことは、われわれに天地を通じて一貫する道があることを自覚させ、われわれに人間としての使命を悟らせる。その使命により、われわれは真に自主独立の気魄をもつことができるのである。

(文部科学省H P ↓ 審議會情報 ↓ 過去の審議會 ↓ 中央教育審議會)

## ◇ 同和对策審議會答申

(一九六五・八・一一)  
同和对策審議會

### 第一部 同和问题の認識

#### 一 同和问题の本質

いわゆる同和问题とは、日本社会の歴史的發展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会において、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団の居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなってきたが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつたいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などよばれ、明らかな差別の対象となつているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」(以下単に「同和地区」という。)の起源や沿革については、人種の起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにつきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。(略)

### 第三部 同和対策の具体案

#### 四 教育問題に関する対策

##### (一) 基本的方針

同和問題の解決に当って教育対策は、人間形成に主要な役割を果すものとしてとくに重要視されなければならない。すなわち、基本的には民主主義の確立の基礎的な課題である。

したがって、同和教育の中心的課題は法のものとの平等の原則に基づき、社会の中に根づくよく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである。この教育では、教育を受ける権利(憲法第二十六条)および、教育の機会均等(教育基本法第三条)に照らして、同和地区の教育を高める施策を強力に推進するとともに個人の尊厳を重んじ、合理的の精神を尊重する教育活動が積極的に展開されねばならない。

特に直接関係のない地方においても啓蒙的教育が積極的に行なわれなければならない。

##### ① 「同和教育についての基本的指導方針の確立の必要」

同和対策としての同和教育に関しては、遺憾ながら国として基本的指導方針の明確さに欠けるところがある。人権尊重の民主主義教育の推進が、地域格差の解消に役立つことを否定するものではない。しかし戦後の民主教育がその方面に効果をあげつつも戦後二十年の今日、依然として恥ずべき差別が日本の社会に蔽として存在していることは反省されなければならない。すなわち、憲法と教育基本法の精神にのっとり基本的な人権尊重の教育が全国的に正しく行なわれるべきであり、その具体的展開の過程においては地域の实情に即し、特別の配慮に基づいた教育が推進される必要がある。しかも、それは、同和地区に限定された特別の教育ではなく、国民の正しい認識と理解を求めるといふ普遍的な教育の場において、考慮しなければならない。

このような認識の上に同和教育の基本的指導方針が、国として確立される必要がある。なお、同和教育を進めるに当っては、「教育の中立性」が守らるべきことはいうまでもない。同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育であるといったような考え方はさげられねばならない。

##### ② 教育行政機能の積極性(略)

##### ③ 同和教育指導者の不足と充実(略)

##### ④ 政府機関相互の連絡の調整(略)

## ◇地域改善対策協議会・今後における地域改善

### 対策について(意見具申抄)

(一九八六・二・一一)  
地域改善対策協議会

#### 1 地域改善対策の現状に関する基本的認識

同和審答申を受けて昭和四四年に同対法が制定施行されて以来、一八年間にはわたり地域改善対策が積極的に推進されてきた。ちなみに、昭和四四年から昭和六一年度の間における国の地域改善対策予算額を合計すれば、約二兆六、〇〇〇億円に達する。また、地方公共団体においては、国の負担・補助を受けて実施する事業及び独自に実施する事業に国費を上回る額を投入して対策を実施してきている。

これらの対策の推進により、同和審答申で指摘された同和地区の劣悪で低位な実態は、大きく改善をみた。生活環境の改善を始めとして、同和地区の生活実態の改善、向上が図られたことにより、現在では、同和地区と一般地域との格差は、平均的にみれば相当程度是正されたといえる。また、心理的差別についても、内外における人権尊重の風潮の高まり、各種の啓発施策及び同和教育の実施、実態面の劣悪さの改善等によりその解消が進んできている。

同和審答申は、部落差別は、半封建的な身分的差別であり、これを分類すれば、言語や文字や行為を媒介として顕在化する心理的差別と、劣悪な生活環境等同和地区住民の生活実態に具現されている実態的差別に分けることができることを指摘した。今日、これらの差別的解消が進んできたことは、同

この「未解放部落」または「同和関係地区」(以下単に「同和地区」という。)の起源や沿革については、人種の起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにつきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。(略)

### 第三部 同和対策の具体案

#### 四 教育問題に関する対策

##### (一) 基本的方針

同和問題の解決に当って教育対策は、人間形成に主要な役割を果すものとしてとくに重要視されなければならない。すなわち、基本的には民主主義の確立の基礎的な課題である。

したがって、同和教育の中心的課題は法のものとの平等の原則に基づき、社会の中に根づくよく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである。この教育では、教育を受ける権利(憲法第二十六条)および、教育の機会均等(教育基本法第三条)に照らして、同和地区の教育を高める施策を強力に推進するとともに個人の尊厳を重んじ、合理的の精神を尊重する教育活動が積極的に展開されねばならない。

特に直接関係のない地方においても啓蒙的教育が積極的に行なわれなければならない。

##### ① 「同和教育についての基本的指導方針の確立の必要」

同和対策としての同和教育に関しては、遺憾ながら国として基本的指導方針の明確さに欠けるところがある。人権尊重の民主主義教育の推進が、地域格差の解消に役立つことを否定するものではない。しかし戦後の民主教育がその方面に効果をあげつつも戦後二十年の今日、依然として恥ずべき差別が日本の社会に蔽として存在していることは反省されなければならない。すなわち、憲法と教育基本法の精神にのっとり基本的な人権尊重の教育が全国的に正しく行なわれるべきであり、その具体的展開の過程においては地域の实情に即し、特別の配慮に基づいた教育が推進される必要がある。しかも、それは、同和地区に限定された特別の教育ではなく、国民の正しい認識と理解を求めるといふ普遍的な教育の場において、考慮しなければならない。

このような認識の上に同和教育の基本的指導方針が、国として確立される必要がある。なお、同和教育を進めるに当っては、「教育の中立性」が守らるべきことはいうまでもない。同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育であるといったような考え方はさげられねばならない。

##### ② 教育行政機能の積極性(略)

##### ③ 同和教育指導者の不足と充実(略)

##### ④ 政府機関相互の連絡の調整(略)

## ◇地域改善対策協議会・今後における地域改善

### 対策について(意見具申抄)

(一九八六・二・一一)  
地域改善対策協議会

#### 1 地域改善対策の現状に関する基本的認識

同和審答申を受けて昭和四四年に同対法が制定施行されて以来、一八年間にはわたり地域改善対策が積極的に推進されてきた。ちなみに、昭和四四年から昭和六一年度の間における国の地域改善対策予算額を合計すれば、約二兆六、〇〇〇億円に達する。また、地方公共団体においては、国の負担・補助を受けて実施する事業及び独自に実施する事業に国費を上回る額を投入して対策を実施してきている。

これらの対策の推進により、同和審答申で指摘された同和地区の劣悪で低位な実態は、大きく改善をみた。生活環境の改善を始めとして、同和地区の生活実態の改善、向上が図られたことにより、現在では、同和地区と一般地域との格差は、平均的にみれば相当程度は正されたといえる。また、心理的差別についても、内外における人権尊重の風潮の高まり、各種の啓発施策及び同和教育の実施、実態面の劣悪さの改善等によりその解消が進んできている。

同和審答申は、部落差別は、半封建的な身分的差別であり、これを分類すれば、言語や文字や行為を媒介として顕在化する心理的差別と、劣悪な生活環境等同和地区住民の生活実態に具現されている実態的差別に分けることができることを指摘した。今日、これらの差別的解消が進んできたことは、同

と問題の解決にとって大きな前進であるといえる。

反面、これまでの行政機関の姿勢や民間運動団体の行動形態等に起因する新しい諸問題は、同和問題に対する根強い批判を生み、同和問題の解決を困難にし、複雑にしている。これらの新しい諸問題は、同対審査申では全く触れられていないが、今後における同和問題の解決にとって、大きな障害であり、それらを克服することは同和問題の解決にとって極めて重要な課題である。

## ◇総務庁・地域改善対策啓発推進指針（抄）

（一九八七・三・一八）  
総務庁長官官房地域改善対策室

### 第一章 啓発の目的、テーマ及び内容

1 啓発の目的は何か  
地域改善対策として啓発を行う目的は何か。この問いに対する答えは一見自明のようであるが、効果的な啓発実行の第一歩は、その目的を的確に把握することである。

地域改善対策の啓発の目的は、次の二つに大別することができる。

- (1) 同和関係者に対する差別意識の解消
- (2) 同和関係者の自立向上精神の醸成

同和関係者に対する差別意識は、今日では複雑な様相を呈している。六一年意見具申でも指摘されており、「同和地区の実態が大幅に改善され、実態の劣悪性が差別的な偏見を生むという一般的な状況がなくなってきたにもかかわらず、差別意識の解消が必ずしも十分進んできていない背景としては、昔ながらの非合理的な因習的な差別意識が現在でも一部に根強く残されていることとともに、今日、差別意識の解消を阻害し、また、新たな差別意識を生む様々な新しい要因が存在していることが挙げられる」。その新しい要因としての行政の主体性の欠如、同和関係者の自立、向上の精神の醸成の視点の軽視、えせ同和行為の横行、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向が挙げられている。この新たな差別意識の解消も、今日の啓発の重要な目的の一つである。

一方、同和関係者の自立向上精神の醸成は、それ自体啓発の大きな目的

とされなければ、同和問題の解決は望めない。これまで、同和関係者の自立向上精神の醸成のための啓発は比較的軽視されてきたが、この面でも行政は、主体性を發揮して取り組む必要がある。

なお、啓発活動の具体的に目指すところは、部落差別に関する心理的土壌を変換することである。国民の中には、まれにはあるが、同和関係者に対する偏見に凝り固まって、あらゆる啓発活動を受け付けない者も存在するが、このようなものが全く無くない限り、啓発活動は無意味であると考え、このことは、極めて狭い見方である。このような者が社会から浮き上った存在となり、その存在がかえって差別意識の愚かさを一般の人々に感じさせるような社会の雰囲気を作ることこそが啓発の目指すところである。

### 2 啓発のテーマと内容（略）

#### 第二章 啓発の主体、対象及び方法

##### 1 啓発の主体と対象

(1) 啓発の主体の範囲を更に拡大すること

(2) 啓発の対象が主体となることこそ重要

(3) 教育の場における啓発の実施

教育の場における啓発の実施については、重要であるので、特に触れることとした。

##### ア 義務教育期における教育

この時期は、善悪の判断の基礎が固まる時期であるので、何が正しいこと、何が間違っているのかを教えることが重要である。個人としての自分自身の大切さばかりでなく、他人を大切に、他人の立場に立つて考える態度や習慣を身につけるよう十分に教え、基本的な人権尊重の教育が徹底して行われるようにすることが、同和問題解決にとって重要な意義を持つていのである。

なお、六一年意見具申に述べられているように、同和問題そのものについては歴史的教育と並行して教えるなど児童・生徒の発達段階に十分考慮して行われるべきである。

##### イ 高校・大学等における教育

この時期は、より円熟したものの見方が育つ時期であり、同和問題に関する歴史的事実及び現代社会における社会学的分析と考察を教えることによって、広い見地から同和問題を考える力を養うこと

と問題の解決にとって大きな前進であるといえる。

反面、これまでの行政機関の姿勢や民間運動団体の行動形態等に起因する新しい諸問題は、同和問題に対する根強い批判を生み、同和問題の解決を困難にし、複雑にしている。これらの新しい諸問題は、同対審査申では全く触れられていないが、今後における同和問題の解決にとって、大きな障害であり、それらを克服することは同和問題の解決にとって極めて重要な課題である。

## ◇総務庁・地域改善対策啓発推進指針（抄）

（一九八七・三・一八）  
総務庁長官官房地域改善対策室

### 第一章 啓発の目的、テーマ及び内容

1 啓発の目的は何か  
地域改善対策として啓発を行う目的は何か。この問いに対する答えは一見自明のようであるが、効果的な啓発実行の第一歩は、その目的を的確に把握することである。

地域改善対策の啓発の目的は、次の二つに大別することができる。

- (1) 同和関係者に対する差別意識の解消
- (2) 同和関係者の自立向上精神の醸成

同和関係者に対する差別意識は、今日では複雑な様相を呈している。六一年意見具申でも指摘されており、「同和地区の実態が大幅に改善され、実態の劣悪性が差別的な偏見を生むという一般的な状況がなくなってきたにもかかわらず、差別意識の解消が必ずしも十分進んできていない背景としては、昔ながらの非合理的な因習的な差別意識が現在でも一部に根強く残されていることとともに、今日、差別意識の解消を阻害し、また、新たな差別意識を生む様々な新しい要因が存在していることが挙げられる」。その新しい要因としての行政の主体性の欠如、同和関係者の自立、向上の精神の醸成の視点の軽視、えせ同和行為の横行、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向が挙げられている。この新たな差別意識の解消も、今日の啓発の重要な目的の一つである。

一方、同和関係者の自立向上精神の醸成は、それ自体啓発の大きな目的

とされなければ、同和問題の解決は望めない。これまで、同和関係者の自立向上精神の醸成のための啓発は比較的軽視されてきたが、この面でも行政は、主体性を發揮して取り組む必要がある。

なお、啓発活動の具体的に目指すところは、部落差別に関する心理的土壌を変換することである。国民の中には、まれにはあるが、同和関係者に対する偏見に凝り固まって、あらゆる啓発活動を受け付けない者も存在するが、このようなものが全く無くない限り、啓発活動は無意味であると考え、このことは、極めて狭い見方である。このような者が社会から浮き上った存在となり、その存在がかえって差別意識の愚かさを一般の人々に感じさせるような社会の雰囲気を作ることこそが啓発の目指すところである。

### 2 啓発のテーマと内容（略）

### 第二章 啓発の主体、対象及び方法

#### 1 啓発の主体と対象

(1) 啓発の主体の範囲を更に拡大すること

(2) 啓発の対象が主体となることこそ重要

(3) 教育の場における啓発の実施

教育の場における啓発の実施については、重要であるので、特に触れることとした。

#### ア 義務教育期における教育

この時期は、善悪の判断の基礎が固まる時期であるので、何が正しいこと、何が間違っているのかを教えることが重要である。個人としての自分自身の大切さばかりでなく、他人を大切に、他人の立場に立つて考える態度や習慣を身につけるよう十分に教え、基本的な人権尊重の教育が徹底して行われるようにすることが、同和問題解決にとって重要な意義を持つていのである。

なお、六一年意見具申に述べられているように、同和問題そのものについては歴史的教育と並行して教えるなど児童・生徒の発達段階に十分考慮して行われるべきである。

#### イ 高校・大学等における教育

この時期は、より円熟したものの見方が育つ時期であり、同和問題に関する歴史的事実及び現代社会における社会学的分析と考察を教えることによって、広い見地から同和問題を考える力を養うこと

が重要である。

この場合、従来一部に見られたような同対審答申の記述を絶対視し、他の見方はすべて否定することは避けなければならない。あらゆる見方を実証的に分析する学問的アプローチが重要であり、こゝでも自由な意見交換の環境が保障されなければならない。

ウ 差別発言等を契機に学校教育の場に糾弾闘争その他の民間運動団体の圧力等を持ち込まないこと

学校教育において留意すべきことは、同和教育の過程においてすら、いわゆる差別発言事件が起きることがあるが、その対処方法を確立することである。

児童・生徒の差別発言は、先生から注意を与え、皆が間違いを正し合うことで差別である。差別事件に限らず、どのような場合にも教育の場へ民間運動団体の圧力等を持ち込まないよう、団体は自粛することが望ましい。団体の自粛がない場合には、教育委員会及び学校は、断固その圧力等を排除すべきである。部会報告にもあるとおり、団体の行為が違法行為に該当するときは、警察の協力を求めることが重要である。

2 啓発の方法（略）

## ◆東京地裁・第二次教科書訴訟判決

（杉本判決）

（一九七〇・七・一七）  
第一審東京地裁判決

1 教育を受ける権利および教育の自由を侵害するとの主張について

(一) 教育を受ける権利

(1) 憲法二十六条は、一項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定め、二項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と定めており、この規定は、憲法二十五条をうけて、いわゆる生存権の基本権のい

わば文化的側面として、国民の一人一人にひとしく教育を受ける権利を保障し、その反面として、国に対し右の教育を受ける権利を実現するための立法その他の措置を講ずべき義務を負わせたものであつて、国民とくに子どもについて教育を受ける権利を保障したものである。

ところで、憲法がこのように国民ごとに一人一人に教育を受ける権利を保障するゆえんのものは、民主主義国家が一人一人の自覚的な国民の存在を前提とするものであるが、また、教育が次代になう新しい世代を育成するという国民全体の関心事であることにもよるが、同時に、教育が何よりも子ども自らの要求する権利であるからだと考えられる。すなわち、近代および現代においては、個人の尊厳が確立され、子どもにも当然その人格が尊重され、人権が保障されるべきであるが、子どもは未来における可能性を持つ存在であることを本質とするから、将来においてその人間性を十分に開花させるべく自ら学習し、事物を知り、これによって自らを成長させることが子どもに生来的権利であり、このような子どもに学習する権利を保障するために教育を授けることは国民的課題であるからにはかならないと考えられる。

そして、ここにおいて教育の本質は、このような子どもに学習する権利を充足し、その人間性を開発して人格の完成をめざすとともに、このことを通じて、国民が今日まで築きあげられた文化を次の世代に継承し、民主的、平和的な国家の発展ひいては世界の平和をになう国民を育成する精神的、文化的ないとなみであるといふべきである。

このような教育の本質にかがみると、前記の子どもの教育を受ける権利に対応して子どもを教育する責務にならざるものは親を中心として国民全体であると考へられる。すなわち、国民は自らの子どもとより、次の世代に属するすべての者に対し、その人間性を開発し、文化を伝え、健全な国家および世界の担い手を育成する責務を負うものと考えられるのであつて、家庭教育、私立学校の設置などはこのような親をはじめとする国民の自然的責務に由来するものといふべきものである。このような国民の教育の責務は、いわゆる国家教育権に対する概念として国民の教育の自由とよばれるが、その実体は右のような責務であると考へられる。かくして、国民は家庭において子どもを教育し、また社会において種々の形で教育を行なうのであるが、しかし現代において、すべての親が自ら理想的に子どもを教育することは不可能であるとはいふまでもなく、右の子どもの教育を受ける権利に対応する責務を十分に果たし得ないこととなるので、公教育としての学校教育が必然

な事項を指しているもののように考えられる。

思想上に、国の教育行政機関が法律の授權に基づいて義務教育に属する普通教育の内容及び方法について遵守すべき基準を設定する場合には、教師の創意工夫の尊重等教基法一〇条に關してさきに述べたところのほか、後述する教育に関する地方自治の原則をも考慮し、右教育における機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的なそれにとどめられべきものと解しなければならぬけれども、右の大綱的基準の範圍に関する原判決の見解は、狭きに失し、これを採用することはできないと考える。これを前記学習指導要領についていえば、文部大臣は、学校教育法三八条、一〇六条による中学校の教科に関する事項を定める権限に基づき、普通教育に属する中学校における教育の内容及び方法につき、上述のような教育の機会均等の確保等の目的のために必要かつ合理的な基準を設定することができるものと解すべきところ、本件当時の中学校学習指導要領の内容を通過するに、おおむね、中学校において地域差、学校差を超えて全国的に共通なものとして教授されることが必要な最小限度の基準と考えても必ずしも不合理とはいえない事項が、その根幹をなしていると思われるのであり、その中には、ある程度細目にわたり、かつ、詳細に過ぎ、また、必ずしも法的拘束力をもって地方公共団体を制約し、又は教師を強制するのに適切でなく、また、はたしてそのように制約し、ないしは強制する趣旨であるかどうか疑わしいものが幾分含まれているとしても、右指導要領の下における教師による創造的かつ彈力的な教育の余地や、地方ごとの特殊性を反映した個別化の余地が十分に残されており、全体としてはなお全国的な大綱的基準としての性格をもつものと認められるし、また、その内容においても、教師に対し一方的な一定の理論ないしは觀念を生徒に教え込むことを強制するような点は全く含まれていないのである。それ故、上記指導要領は、全体としてみた場合、教育政策上の当否はともかくとして、少なくとも法的見地から見ては、上記目的のために必要かつ合理的な基準の設定としては認めることができるものと解するのが、相当である。

（判例時報）一九七六年七月一日号（八一四号）四一―四四ページ

## ◇日本図書館協会・図書館の自由に関する宣言

一九五〇採択  
一九七九・五・三〇改訂  
日本図書館協会総会決議

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もつとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第一 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第二 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第三 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第四 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

## ◇臨教審・教育改革に関する第四次答申

（総括的最終答申）

一九八七・八・七  
臨時教育審議会

### 第二章 教育改革の視点

#### 一 個性重視の原則

今次教育改革において最も重要なことは、これまでの我が国の根深い病弊である画一性、硬直性、閉鎖性を打破して、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則、すなわち「個性重視の原則」を確立することである。この「個性重視の原則」に照らし、教育の内容、方法、制度、政策など教育の全分野について抜本的に見直していかなければならない。（略）

#### 二 生涯学習体系への移行

我が国が今後、社会の変化に主体的に対応し、活力ある社会を築いていくためには、学歴社会の弊害を是正するとともに、学習意欲の新たな高まりと多様な教育サービス供給体系の登場、科学技術の進展などに伴う新たな学習



な事項を指しているもののように考えられる。

思想上に、国の教育行政機関が法律の授權に基づいて義務教育に属する普通教育の内容及び方法について遵守すべき基準を設定する場合には、教師の創意工夫の尊重等教基法一〇条に關してさきに述べたところのほか、後述する教育に関する地方自治の原則をも考慮し、右教育に於ける機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的なそれにとどめられべきものと解しなければならぬけれども、右の大綱的基準の範圍に関する原判決の見解は、狭きに失し、これを採用することはできないと考える。これを前記学習指導要領についていえば、文部大臣は、学校教育法三八条、一〇六条による中学校の教科に関する事項を定める権限に基づき、普通教育に属する中学校における教育の内容及び方法につき、上述のような教育の機会均等の確保等の確保のために必要かつ合理的な基準を設定することができるものと解すべきところ、本件当時の中学校学習指導要領の内容を通過するに、おおむね、中学校において地域差、学校差を超えて全国的に共通なものとして教授されることが必要な最小限度の基準と考えても必ずしも不合理とはいえない事項が、その根幹をなしていると思われるのであり、その中には、ある程度細目にわたり、かつ、詳細に過ぎ、また、必ずしも法的拘束力をもって地方公共団体を制約し、又は教師を強制するに適切でなく、また、はたしてそのように制約し、ないしは強制する趣旨であるかどうか疑わしいものが幾分含まれているとしても、右指導要領の下における教師による創造的かつ彈力的な教育の余地や、地方ごとの特殊性を反映した個別化の余地が十分に残されており、全体としてはなお全国的な大綱的基準としての性格をもつものと認められるし、また、その内容においても、教師に対し一方的な一定の理論ないしは觀念を生徒に教え込むことを強制するような点は全く含まれていないのである。それ故、上記指導要領は、全体としてみた場合、教育政策上の当否はともかくとして、少なくとも法的見地から見ては、上記目的のために必要かつ合理的な基準の設定としては認めることができるものと解するのが、相当である。

（判例時報）一九七六年七月一日号（八一四号）四一―四四ページ

## ◇日本図書館協会・図書館の自由に関する宣言

一九五四年採択  
一九七九・五・三〇改訂  
日本図書館協会総会決議

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もつとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第一 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第二 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第三 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第四 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

## ◇臨教審・教育改革に関する第四次答申

（総括的最終答申）

一九八七・八・七  
臨時教育審議会

### 第二章 教育改革の視点

#### 一 個性重視の原則

今次教育改革において最も重要なことは、これまでの我が国の根深い病弊である画一性、硬直性、閉鎖性を打破して、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則、すなわち「個性重視の原則」を確立することである。この「個性重視の原則」に照らし、教育の内容、方法、制度、政策など教育の全分野について抜本的に見直していかなければならない。（略）

#### 二 生涯学習体系への移行

我が国が今後、社会の変化に主体的に対応し、活力ある社会を築いていくためには、学歴社会の弊害を是正するとともに、学習意欲の新たな高まりと多様な教育サービス供給体系の登場、科学技術の進展などに伴う新たな学習

需要の高まりにこたえ、学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を図っていくかなければならない。（略）

### 三 変化への対応

今後、我が国が創造的で活力ある社会を築いていくためには、教育は時代や社会の絶えざる変化に積極的かつ柔軟に対応していくことが必要である。なかでも、教育が直面している最も重要な課題は国際化ならびに情報化への対応である。

#### (1) 国際社会への貢献

これからの新しい国際化は、これまでの近代化時代における国際化とは異なり、全人類のかつ地球的視野に立って、人類の平和と繁栄のために様々な分野において積極的に貢献し、国際社会の一員としての責任を果たしていくものでなければならぬ。（略）

#### (2) 情報社会への対応

二一世紀に向けて情報化という新しい時代を迎えつつある。我が国が今後情報化の絶えざる進展に柔軟に対応し、物質的にも精神的にも豊かな社会を築いていくためには、教育自体をそれに積極的に対応できるよう改革を図っていくかなければならない。（略）

## 第四章 文教行政、入学時期に関する提言

### 第一節 文教行政

#### 1 政策官庁としての機能の強化

文部省は、今後、政策官庁としての比重を高めることを行政の基本に据えながら、併せて、時代の進展に積極的に対応し、自らを外に開き発想の柔軟性を育んでいくという基本的姿勢を確立していかなければならない。（略）

#### 2 生涯学習体系への移行への積極的対応

(1) 生涯学習体系への移行に積極的に対応するという観点から、社会教育局を生涯学習を専ら担当する局に改組・再編するなど文部省の組織体制の整備を図ることが不可欠である。

(2) これからの文教行政は学校外における教育の広がりなど新しい時代の状況に積極的に対応できるよう、社会教育に関連する法令も含め総合的に見直し、生涯学習振興の見地から新しい法体制の整備を検討するなどの必要がある。（略）

### 3 許認可行政と指導助言の見直し

(1) 文部省の許認可等の数は、他省庁と比較して少ない状況にはあるが、（中略）；政策官庁への脱皮を図る観点からも、国として必要な基本的・共通的な水準の維持確保に配慮しつつ、許認可、各種基準等の整理合理化、権限委譲など必要な規制緩和をさらに進める必要がある。（略）

#### 4 教育委員会の活性化

(1) 教育委員会は、教育における地方自治の精神に基づき、当該地域の教育行政全般に関して最も重い責任を直接に負うところの機関である。したがって、教育委員会制度の本来の目的と精神に立ち返り、この制度に期待されている役割と機能を正しく発揮することが不可欠である。

このような観点に立って、第二次答申において提言したように、①教育委員の人選、研修、②教育長の任期制、専任制（市町村）の導入、③苦情処理の責任体制の確立、④適格性を欠く教員への対応、⑤小規模市町村の事務処理体制の広域化、⑥知事部局等との連携などを図る必要がある。

(3) 指導助言は各省庁がその所管事項について必要があると認める場合は、地方公共団体または事業者などに対し行うもので、文部省だけが行うものではない。しかし、文教行政において従来の指導助言が本来の機能以上に指揮監督的にとられていた場合があり、また、過度に形式的な法律解釈論や通達に依拠する傾向があったこともあり、瑣末にわたりしかも強制的影響が強い感は免れない。文部省や地方教育行政当局はこの点を反省する必要がある。文教行政において瑣末な助言が多くなるのは、一面において、教育界に、関係者の自戒が必要である。

### 第二節 入学時期

#### 1 秋季入学制への移行

現行の四月入学制は、長年にわたり、国民の間に定着してきた制度であるが、秋季入学制は、今後我が国の教育にとつて、以下のとおり、大きな意義が認められる。

このため、今後の社会全体の変化を踏まえ、国民世論の動向に配慮しつつ、将来、我が国の学校教育を秋季入学制に移行すべく、関連する諸条件の整備に努めるべきである。

- ① より合理的な学年暦への移行と学校運営上の利点の視点（略）
- ② 国際的に開かれた教育システムの視点（略）
- ③ 生涯学習体系への移行の視点（略）

## ◆最高裁判第一小法廷・

## 君が代不起立停職処分等取消訴訟判決

最高裁判所第一小法廷  
二〇一二年・一・一六

(2) これを本件についてみるに、前記第1の2(4)イのとおり、上告人X2に

ついては、都教委において、過去の懲戒処分の対象とされた非違行為と同様の非違行為を再び行った場合には量度を加重するという処分非違行為の方針に従い、過去に同様の非違行為による懲戒処分を繰り返して受けているとして、量度を加重して一月の停職処分がされたものである。しかし、過去の懲戒処分の対象は、いずれも不起立行為であつて積極的に式典の進行を妨害する内容の非違行為は含まれておらず、いまだ過去二年度の三回の卒業式等に係るものにとどまり、本件の不起立行為の前後における態度において特に処分の加重を根拠付けるべき事情もかがわれないこと等に鑑みると、同上告人については、上記(1)において説示したところに照らし、学校の規律や秩序の保持等の必要性と処分による不利益の内容との権衡の観点から、なお停職処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的な事情があつたとは認め難いといふべきである。そうすると、上記のように過去二年度の三回の卒業式等における不起立行為による懲戒処分を受けていることのみを理由に同上告人に対する懲戒処分として停職処分を選択した都教委の判断は、停職期間の長短にかかわらず、処分の選択が重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠き、上記停職処分は懲戒権者としての裁量権の範囲を超えるものとして違法の評価を免れないと解するのが相当である。

(3) これに対し、前記第1の2(3)イのとおり、上告人X1は、過去に、不起立行為以外の非違行為による三回の懲戒処分及び不起立行為による二回の懲戒処分を受け、前者のうち二回は卒業式における国旗の掲揚の妨害と引き降ろし及び服事故再発防止研修における国旗や国歌の問題に係るゼッケン着用をめぐる抗議による進行の妨害といった積極的・式典や研修の進

行を妨害する行為に係るものである上、更に国旗や国歌に係る対応につき校長を批判する内容の文書の生徒への配布等により二回の文書訓告を受けており、このような過去の処分歴に係る一連の非違行為の内容や頻度等に鑑みると、同上告人については、上記(1)において説示したところに照らし、学校の規律や秩序の保持等の必要性と処分による不利益の内容との権衡の観点から、停職期間(三月)の点を含めて停職処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的な事情があつたものと認められるといふべきである。そうすると、上記のように同種の問題に関して規律や秩序を害する程度の大いなる非違行為を非違行為とする複数の懲戒処分を含む懲戒処分五回及び上記内容の文書の配布を非違行為とする文書訓告2回を受けていたことを踏まえて同上告人に対する懲戒処分において停職処分を選択した都教委の判断は、停職期間(三月)の点を含め、処分の選択が重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠くものとはいえず、上記停職処分は懲戒権者としての裁量権の範囲を超え又はこれを濫用したものであるとして違法であるとはいえないと解するのが相当である。

(中略)

裁判官宮川光治の反対意見は、次のとおりである。

多数意見は、本件職務命令は憲法一九条(思想及び良心の自由)に違反せず、また、上告人X1に対し停職処分をした都教委の判断は懲戒権者としての裁量権の範囲にあるとするが、私は、そのいずれについても同意できない。なお、上告人X2に対する停職処分を裁量権の範囲を超えるものとした結論には同意できるが、理由を異にする。

第1 本件職務命令の憲法適合性について

1 原審は、上告人らがそれぞれ所属校の各校長から受けた本件職務命令に従わなかったのは、「君が代」や「日の丸」が過去の我が国において果たした役割に関わる上告人らの歴史観ないし世界観及び教育上の信念に基づくものであるという事実を、適法に確定している。そのように真摯なものである場合は、その行為は上告人らの思想及び良心の核心の表出であるか少なくともこれと密接に関連しているとみることができるとして、その行為は上告人らの精神的自由に関わるものとして、憲法上保護されなければならない。上告人らとの関係では、本件職務命令はいわゆる厳格な基準による憲法審査の対象となり、その結果、憲法一九条に違反する可能性がある。このことは、多数意見が引用する最高裁判平成二三年六月六日第一

小法廷判決における私の反対意見で述べたとおりである。なお、そこでは国旗及び国歌に関する法律と学習指導要領が教職員に起立斉唱行為等を職務命令として強制することの根拠となるものではないこと、本件通達は、式典の円滑な進行を図るといふ価値中立的な意図で発せられたものではなく、その意図は、前記歴史観等を有する教職員を念頭に置き、その歴史観等に対する強い否定的評価を背景に、不利益処分をもってその歴史観等に反する行為を強制している旨を指摘した。本件では、さらに多数意見が指摘する「地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性」について、私の意見を付加しておくこととする。

2 上告人らは、地方公務員ではあるが、教育公務員であり、一般行政とは異なり、教育の目的に照らし、特別の自由が保障されている。すなわち、教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、幅広い知識と教養を身に付けること、真理を求める態度を養うこと、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うこと等の目標を達成するよう行われるものであり（教育基本法二条）、教育をつかさどる教員には、こうした目標を達成するために、教育の専門性を懸けた責任があるとともに、教育の自由が保障されているというべきである。もっとも、普通教育においては完全な教育の自由を認めることはできないが、公権力によって特別の意見のみを教授することを強制されることがあるてはならないのであり、他方、教授の具体的内容及び方法についてある程度自由な裁量が認められることについては自明のことであると思われる（最高裁昭和四三年（あ）第一六一四号同五年五月二日大法廷判決、刑集三〇巻五号六一五頁参照）。上記のような目標を有する教育に携わる教員には、幅広い知識と教養、真理を求め、個人の価値を尊重する姿勢、創造性を希求する自律の精神の持ち主であること等が求められるのであり、上記のような教育の目標を考慮すると、教員における精神の自由は、取り分けて尊重されなければならないと考える。

個々の教員は、教科教育として生徒に対し国旗及び国歌について教育するという場合、教師としての専門的裁量の下で職務を適正に遂行しなければならぬ。したがって、「日の丸」や「君が代」の歴史や過去に果たした役割について、自由な創意と工夫により教授することができるが、その内容はできるだけ中立的に行うべきである。そして、式典において、教育の

一環として、国旗掲揚、国歌斉唱が準備され、遂行される場合に、これを妨害する行為を行うことは許されない。しかし、そこまであって、それ以上に生徒に対し直接に教育するという場を離れた場面においては、自らの思想及び良心の核心に反する行為を求められることはないといふべきである。音楽専科の教員についても、同様である。

3 以上のとおり、上告人らの上告理由のうち本件職務命令が憲法一九条違反をいう部分は理由がある。

## 第2 懲戒処分の裁量審査について

1 多数意見は、本件職務命令の違反を理由として、重きに失しない範囲で懲戒処分をすることは、基本的に懲戒権者の裁量権の範囲にあるといふ。そこで、私も、本件職務命令の憲法適合性に関する判断を留保し、また、本件の懲戒処分自体も憲法一九条に違反する可能性があるが、その判断を留保し、その上で、懲戒処分の裁量審査に関し、私の反対意見を述べる。私は、上告人らの不起立行為について、職務命令違反を理由として、懲戒処分を科すことは相当でないと考える。以下、2において考慮すべき諸事情のうち上告人らの行為の原因、動機及び行為の態様と法益の侵害の程度について述べ、3において本件では不起立行為に対する懲戒処分は、仮に戒告処分であっても、実質的にみると重い不利益処分であることを指摘し、4において他の非違行為に対する処分及び他地域の処分例と比較すると不公正であることを述べる。

## 2 上告人らの不起立行為は、「日の丸」や「君が代」は軍国主義や戦前の天皇制絶対主義のシンボルであり平和主義や国民主権とは相容れないと考える歴史観ないし世界観、及び人権の尊重や自主的に思考することの大切さを強調する教育実践を続けてきた教育者としての教育上の信念に起因するものであり、その動機は真摯であり、いわゆる非行・非違行為とは次元を異にする。また、他の職務命令違反と比較しても、違法性は顕著に希薄である。

上告人らが抱いている歴史観等は、ひとり上告人ら独自のものではなく、我が国社会において、人々の間に一定の広がりをも有し、共感が存在している。また、原審も指摘しているが、憲法学などの学説及び日本弁護士連合会等の法律家団体においては、「君が代」を起立して斉唱す

ること及びピアノ伴奏をすることを職務命令により強制することは憲法一九条等に違反するという見解が大多数を占めていると思われる。確かに、この点に関して最高裁は異なる判断を示したが、こうした議論状況は一朝には変化しないであろう。

上告人らの不起立行為は消極的不作為にすぎないのであって、式典を妨害する等の積極的行為を含まず、したがって、式典の円滑な遂行に物理的支障をいささかも生じさせていない。法益の侵害はほとんどない。

仮に戒告処分であっても、その処分が上告人らに与える不利益については過小評価されるべきではないと思われる。確かに、戒告処分は法の定めたる懲戒処分の中では最も軽いのが、処分を受けること、履歴に残り、勤勉手当は当該支給期間（半年間）において一〇％の割合で減額され、昇給が少なくとも三か月延伸される可能性があり、その延伸によりひいては、退職金や年金支給額への影響もあり得る。そして、東京都の教職員は定年退職後に再雇用を希望するとはば例外なく再雇用されているが、戒告処分を受けるとその機会を事実上失い、合格通知を受けていた者も合格は取り消されるのが通例であることがわられる。

都教委は、不起立行為をした教職員に対し、おおむね一回目は戒告処分、二回目は一か月間月額給与一〇分の一を減ずる減給処分、三回目は六か月間月額給与一〇分の一を減ずる減給処分、四回目は停職一か月の停職処分等という基準で懲戒処分を行っていることがわられる。毎年度二回以上の卒業式や入学式等の式典のために懲戒処分が累積加重されるのであるから、短期間で反復継続した不利益が拡大していくのである。戒告処分がひとつたなざれと、こうした累積処分が機械的にスタックする。

以上のとおり、実質的にみると、本件では、戒告処分は、相当に重い、不利益処分であるというべきである。

4 教職員の主な非行に対する標準的な処分量定（東京都教育長決定）に列挙されている非行の大半は、刑事罰の対象となる例が少なく性的非行であり、量定上それらに関して戒告処分と定める例が少なくないと思われる。原審は、別件判決（東京高等裁判所平成二一年（行コ）第一八一号同三三年三月一〇日判決）において、体罰、交通事故、セクハラ、会計事故等の服務事故について都教委の行った処分等の実績をみると、平成一六年から一八年度において、懲戒処分を受けた者が二〇五人（うち戒告が七四人）であるのに対し、文書訓告又は口頭注意といった事実上の措置を受けた者

が三九七人、指導等を受けた者が二七九人となっており、服務事故（非違行為）と認められた者のうち懲戒処分を受けたのは四分の一にも満たないとし、これによれば、戒告処分であっても、一般的には、非違行為の中でもかなり情状の悪い場合にのみ行われるものということができるとしている。

さらに、不起立行為に関する懲戒処分の状況を全国的にみると、懲戒処分まで行っている地域は少なく、例えば神奈川県や千葉県では、不起立行為があっても、またそれが繰り返されていても、懲戒処分はされていないことがわられる。

5 このように比較すると、戒告処分であっても過剰に過ぎ、比例原則に反するというべきである。

以上を総合すると、多数意見がいう不起立行為の性質、態様、影響を前提としても、不起立行為という職務命令違反行為に対しては、口頭又は文書による注意や訓告により責任を問い戒めることが適切であり、これらにとどめることなくたとえ戒告処分であっても懲戒処分を科すことは、重きに過ぎ、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものであって、是認することはできない。

上告人X2は最初の不起立行為で戒告処分を受け、二度目、三度目の不起立行為で減給処分を受け、本件四度目の不起立行為で一月の停職処分がされたものであるところ、多数意見は、なお停職処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的な事情があったとは認め難いとして、上記停職処分は裁量権の範囲を超えると判断している。その結論に関して、同意できるが、私は、上記のとおり、消極的不作為につき不起立行為が繰り返されたとしても、これにたとえ戒告処分であっても懲戒処分を科すことは、懲戒権者の裁量権の範囲を逸脱すると考えるので、上記停職処分は当然に是認できない。

上告人X1の平成六年から平成一七年の処分歴に係る一連の非違行為の内容や態度には一部許されないのであるが、本件は、単なる不起立行為にすぎないのであるから、これにたとえ戒告処分であっても懲戒処分を科すことは、懲戒権者の裁量権の範囲を逸脱すると考えるので、停職処分（三月）は是認できない。

## ◆小学校学習指導要領

二〇一七・三・三一  
文科告六三  
二〇二〇・四・一施行

教育は、教育基本法第一条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第二条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできるようすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するものが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において

明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたる積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

児童が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者をはじめ、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育の基礎の上に、中学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに小学校学習指導要領を定める。

### 第1章 総 則

#### 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間としての調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。

(1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かした多様な人々との協働を促す教育の充実を努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、

3

児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するように配慮すること。

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を努めること。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間にもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基盤が培われるよう配慮すること。

2の(1)から(3)までに掲げる内容の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むこと

を目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。

(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。

(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立ていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

## 第2 教育課程の編成

### 1 各学校の教育目標と教育課程の編成

各学課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第5章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

第2章 各教科

第1節 国語

別表 学年別漢字配当表

第四学年	第三学年	第二学年	第一学年
<p>愛案以衣位茨印英栄媛岡億加果貨課芽賀改械害街各覚濁完官管関                  親願岐希季旗器機議求泣給拳漁共協鏡鏡極熊調軍郡群徑景芸欠結建                  健験固功好香候康佐差業最崎村崎昨臣井成省清靜席積折説説浅戰選                  鹿失借種周祝順初松宏笑唱燒照城繩臣井成省清靜席積折説説浅戰選                  然争倉果栗側統卒孫帶隊達單置冲兆低底的典徒笏刀勳特德柝奈                  梨熱念敗梅博飯飯飛必票標不夫付府富副兵別辺麥包法望牧末滴                  未民無約勇要養浴利陸良科量輪類令冷例連老方録(202字)</p>	<p>悪安暗医委意育員院飲運泳駅央横屋温化荷界開階寒感漢館岸起期客                  究急級宮球去橋業曲局銀区苦具君係軽血洗研県庫湖向幸港号根祭皿                  仕死使始指歯詩時事持式実写者主守取酒受州拾終習集住重宿所署助                  昭消商章勝乘植申身神真深進世整昔全相送想息速族他打對待代第題                  炭短談著注柱丁帳調追定庭笛鉄軀都度投豆鳥湯登等動童農波配倍箱                  畑発反坂板皮悲美鼻筆水表秒病品負部服福物平返勉放味命面間役菜                  由油有遊子羊洋業陽様落流旅両緑礼列練路和(200字)</p>	<p>引羽雲園遠何科夏家歌画回会海絵外角楽活間丸岩顔汽記帰弓牛魚京                  強軟近兄形計元言原戸古午後語工公広交光老学高貴合谷国黒今才細                  作算止矢姉計元言原戸古午後語工公広交光老学高貴合谷国黒今才細                  星晴切雪船線前組走多大体台地池知茶昼長鳥朝直通第店点電刀冬当                  東答頭同道説内南肉馬売買麦半番文風分間米歩母方北毎妹万明鳴毛                  門夜野友用曜来里理話(160字)</p>	<p>一右雨円王音下火花貝字氣九休玉金空雪月大見五口校左三山子四糸字                  耳七車手十出女小土森人水正生青夕石赤千川先早草足村大男竹中虫                  学町天田土二日入年白八百文本木名目立力林六(80字)</p>

第五学年

<p>仄開移因永宮衛易益液演慮庇往核可仮佃河過快解格確額刊幹憤眼紀基                  寄規喜技義逆久旧救居許境均禁句型經濼件險檢限現減故個護効厚耕                  航飯構興講告混查再災妻探際在財罪殺雜酸贅土支史志枝師資訓示似                  識質舍謝授修述術準序招証賞貧袋状常情織職制性政勢精製祝責績接                  設絶祖素総造増則測厲率損貨態斷築貯張停提程適統室銅導得毒                  独任燃能破犯判版比肥非費備評賃布婦武復複仏粉編弁保慕豐防貿                  暴脈務夢迷綿輪余谷略留領歴(193字)</p>
--

第六学年

<p>胃異遣域宇映延治恩我灰掀革閣割株干卷看簡危机揮貴疑吸供胸郷勤                  筋系敬警劇激穴券絹權憲源敵已呼誤后孝皇紅降鋼刻殺骨困砂座濟裁                  策册蚕至私姿視詞誌磁射捨尺若樹取宗就衆徒縦縮熱純処署諸除承将                  傷障蒸針仁垂推寸盛聖誠舌宣專洗染錢善奏恣創裝層操臧臧存尊退                  宅担探誕段暖值宙忠著庁頂賜潮賞輸敵展討党糖届難乳認納腦派拜背                  肺俳班晚否批秘俵臨奮並陞閉片補暮宝訪亡忘糖屆難乳認納腦派拜背                  幼欲翌乱卵覽裏律臨朗論(191字)</p>
---

第3章 特別の教科 道徳

第1 目標

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

第2 内容

学校の教育活動全体を通して行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。

A 主として自分自身に関すること

(中略)

B 主として人との関わりに関すること



(中略)

C 主として集団や社会との関わりに関すること

(中略)

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

(後略)

## 第4章 外国語活動

### 第1 目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

### 第2 各言語の目標及び内容等

#### 英語

#### 1 目標

英語学習の特質を踏まえ、以下に示す、聞くこと、話すこと〔やり取り〕、話すこと〔発表〕の三つの領域別に設定する目標の実現を目指した指導を通して、第1の(1)及び(2)に示す資質・能力を一体的に育成するとともに、その過程を通して、第1の(3)に示す資質・能力を育成する。

- (1) 聞くこと
  - ア ゆっくりはっきりと話された際に、自分のことや身の回りの物を表す簡単な語句を聞き取るようにする。
  - イ ゆっくりはっきりと話された際に、身近で簡単な事柄に関する基本的な表現の意味が分かるようにする。

ウ 文字の読み方が発音されるのを聞いた際に、どの文字であるかが分かるようにする。

(2) 話すこと〔やり取り〕

ア 基本的な表現を用いて挨拶、感謝、簡単な指示をしたり、それらに応じたりするようにする。

イ 自分のことや身の回りの物について、動作を交えながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて伝え合うようにする。

ウ サポートを受けて、自分や相手のこと及び身の回りの物に関する事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いて質問をしたり質問に答えたりするようにする。

(3) 話すこと〔発表〕

ア 身の回りの物について、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

イ 自分のことについて、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

ウ 日常生活に関する身近で簡単な事柄について、人前で実物などを見せながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

#### 2 内容

〔第3学年及び第4学年〕

〔知識及び技能〕

(1) 英語の特徴に関する事項

実際に英語を用いた言語活動を通して、次の事項を体験的に身に付けることができるよう指導する。

ア 言語を用いて主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを知ること。

イ 日本と外国の言語や文化について理解すること。

ア 英語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言語の面白さや豊かさに気付くこと。

イ 日本と外国との生活や習慣、行事などの違いを知り、多様な考え方があることに気付くこと。

ウ 異なる文化をもつ人々との交流などを体験し、文化等に対する理

解を深めること。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 外国語活動においては、言語やその背景にある文化に対する理解が深まるよう指導するとともに、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を行う際は、英語を取り扱うことを原則とすること。
- 2 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。

## ◇中学校学習指導要領

二〇一七・三・三一  
文科 告 六 四  
二〇二〇・四・一 施行

## 第1章 総 則

### 第5 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
  - A 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえつつ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するものとする。
  - イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。
  - ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や

責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

解を深めること。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 外国語活動においては、言語やその背景にある文化に対する理解が深まるよう指導するとともに、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を行う際は、英語を取り扱うことを原則とすること。
- 2 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。

## ◇中学校学習指導要領

二〇一七・三・三一  
文科 告 六 四  
二〇二〇・四・一施行

## 第1章 総 則

### 第5 学校運営上の留意事項

#### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

- ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえつつ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するものとする。

- イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

- ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や

責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

◇高等学校学習指導要領

(二〇一八・三・三〇文告六八)  
二〇二二・四・一施行

第1章 総則

第2款 教育課程の編成  
3 教育課程の編成における共通的事項

教科等	科目	標準単位数	教科等	科目	標準単位数
国語	現代の国語	2	保健体育	体育	7~8
	言語文化	2		保健	2
	国語	4		音楽	I 2
	文学	4		音楽	II 2
地理歴史	国語	4	芸術	音楽	III 2
	国語	4		美術	I 2
	古典	4		美術	II 2
	探検	4		美術	III 2
地理歴史	総合	2		工芸	I 2
	地理	3		工芸	II 2
	歴史	2		工芸	III 2
	探検	3		書道	I 2
公民	日本史	3		書道	II 2
	世界史	3		書道	III 2
	政治・経済	2		外国語	英語
数学	共理	2			英語
	政治	2	英語		4
	経済	2	英語		2
	数学I	3	英語		2
	数学II	4	論理・表現		2
理科	数学III	3	論理・表現		2
	数学A	2	論理・表現		2
	数学B	2	家庭基礎		2
	数学C	2	家庭総合		4
	科学と人間生活	2	情報	2	
	物理基礎	2	情報	2	
	物理	4	理数探究基礎	1	
	化学基礎	2	理数探究	2~5	
	化学	4	総合的な探究の時間	3~6	
	生物基礎	2			
生物	4				
地学基礎	2				
地学	4				

# ◆幼稚園教育要領

二〇一七・三・三一  
文 科 告 告 六 行  
二〇一八・四・一施行

これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになるための基礎を培うことが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各幼稚園において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくと、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

幼稚園教育要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。幼稚園教育要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する幼稚園における教育水準を全国的に確保することである。また、各幼稚園がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、幼児や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、幼稚園教育要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために必要な環境を整え、一人一人の資質・能力を育んでいくことは、教職員をはじめとする幼稚園関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から幼児や幼稚園に関わる全ての大人に期待される役割である。家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児の自発的な活動としての遊びを通して総合的な指導をする際に広く活用されるものと

なることを期待して、ここに幼稚園教育要領を定める。

## 第1章 総 則

### 第1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするよう幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにする。

2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。

3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

### 第3 教育課程の役割と編成等

#### 1 教育課程の役割

各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

また、各幼稚園においては、6に示す全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

2 各幼稚園の教育目標と教育課程の編成  
教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

## ◇保育所保育指針

二〇一七・三・三一  
厚労告一七  
二〇一八・四・一適用

### 第一章 総 則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六三号。以下「設備運営基準」という。）第三五条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）第三九条の規

定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場をなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第一八条の四の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもつて、子どもを保育するとともに、子どもと保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

(2) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人と人の関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

また、各幼稚園においては、6に示す全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

2 各幼稚園の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

## ◇保育所保育指針

二〇一七・三・三一  
厚労告一七  
二〇一八・四・一適用

### 第一章 総 則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六三号。以下「設備運営基準」という。）第三五条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）第三九条の規

定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場をなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第一八条の四の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもつて、子どもを保育するとともに、子どもと保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

(2) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人と人の関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもへの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

(3) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

イ 子どもは生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

ウ 子どもが発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子ども個人差に十分配慮すること。

エ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

オ 子どもが自発的・意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。

カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(4) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物の環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもは活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、

保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子ともや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

(5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

イ 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

ウ 保育所は、入所する子ども等の個人情報や適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

◆全国保育士会倫理綱領

全国保育協議会 二〇〇三・三・四 採択  
 全国保育士会 二〇〇三・二・二六 採択

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っている。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事と責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。  
 私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

(子どもの最善の利益の尊重)

1 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

(子どもの発達保障)

2 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生



(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもへの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

(3) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

イ 子どもは生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

ウ 子どもは発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子ども個人差に十分配慮すること。

エ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

オ 子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。

カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(4) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物の環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもは活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、

保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子ともや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

(5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

イ 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

ウ 保育所は、入所する子ども等の個人情報や適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

◆全国保育士会倫理綱領

全国保育協議会 二〇〇三・三・四 採択  
 全国保育士会 二〇〇三・二・二六 採択

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っている。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事と責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

(子どもの最善の利益の尊重)

1 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

(子どもの発達保障)

2 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生

きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

(保護者との協力)

3 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者により良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

(チームワークと自己評価)

5 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。

また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての責務)

8 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

◆児童虐待防止に向けた学校等における

適切な対応の徹底について

(二〇一〇・一・二六)  
文科省課長通知

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっていること、重大な児童虐待事件があつたことを絶たないこと、

及び医療的ケアが必要となるような困難な事例の増加など依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・対応、被害を受けた児童の適切な保護等、児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応についてお願いしているところです。

しかしながら、今般、東京都江戸川区における事件の発生から、文部科学省としては、児童虐待防止に向けた学校等における対応を改めて緊急かつ徹底して行う必要があると考えております。

貴職におかれては、下記の点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校及び教職員に対する法令上の義務等に関して改めて周知徹底を図るとともに、学校等における児童虐待防止のための取組がより一層適切に推進されるよう、改めてご指導を徹底していただくようお願いいたします。

記

2 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について(通知)(平成一六年一月三〇日。一五初児生第一八号)」、「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」(平成一八年六月五日。一八初児生第一号)等を参考にして、改めて、以下の点についての指導を行うこと。

(一)学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し、学校生活のみならず、幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。そのために、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成すること。

(二)虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに児童相談所又は市町村、都道府県の設置する福祉事務所へ通告すること。児童虐待の疑いがある場合には、確認がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと。関係機関への通告又は相談を行った後においても、継続的に当該機関と緊密に連絡を取り合うなどして児童虐待の防止上必要な対応を図ること。

(三)上記の対応に当たっては、管理職への報告、連絡及び相談を徹底するな

きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

(保護者との協力)

3 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者により良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

(チームワークと自己評価)

5 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。

また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての責務)

8 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

◆児童虐待防止に向けた学校等における

適切な対応の徹底について

(二〇一〇・一・二六)  
文科省課長通知

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっていること、重大な児童虐待事件があつたことを絶たないこと、

及び医療的ケアが必要となるような困難な事例の増加など依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・対応、被害を受けた児童の適切な保護等、児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応についてお願いしているところです。

しかしながら、今般、東京都江戸川区における事件の発生から、文部科学省としては、児童虐待防止に向けた学校等における対応を改めて緊急かつ徹底して行う必要があると考えております。

貴職におかれては、下記の点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校及び教職員に対する法令上の義務等に関して改めて周知徹底を図るとともに、学校等における児童虐待防止のための取組がより一層適切に推進されるよう、改めてご指導を徹底していただくようお願いいたします。

記

2 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について(通知)(平成一六年一月三〇日。一五初児生第一八号)」、「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」(平成一八年六月五日。一八初児生第一号)等を参考にして、改めて、以下の点についての指導を行うこと。

(一)学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し、学校生活のみならず、幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。そのために、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成すること。

(二)虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに児童相談所又は市町村、都道府県の設置する福祉事務所へ通告すること。児童虐待の疑いがある場合には、確認がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと。関係機関への通告又は相談を行った後においても、継続的に当該機関と緊密に連絡を取り合うなどして児童虐待の防止上必要な対応を図ること。

(三)上記の対応に当たっては、管理職への報告、連絡及び相談を徹底するな

ど、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への連絡、又は必要に応じて相談を行うこと。

## ◇オリンピック憲章（二〇一六年版）

（国際オリンピック委員会）  
二〇一六・八・二 有効

### 第一章 オリンピック・ムーブメント

#### 六 オリンピック競技大会

一 オリンピック競技大会は、個人種目または団体種目での選手間の競争であり、国家間の競争ではない。大会にはNOCが選ばれ、IOCから参加登録申請を認められた選手が集う。選手は関係IFの技術面での指導のもとに競技する。

### 第四章 国内オリンピック委員会（NOC）

#### 三一 NOCの旗、エンブレム、讃歌

NOCがオリンピック競技大会を含む自身の活動に関連して採用する旗、エンブレム、讃歌はIOC理事会の承認を得なければならない。

### 第五章 オリンピック競技大会

#### 一 オリンピック競技大会の開催、組織運営、管理

#### 三二 オリンピック競技大会の開催

一 オリンピアード競技大会はオリンピックアードの最初の年に開催され、オリンピック冬季競技大会はその三年目に開催される。

二 オリンピック競技大会を開催する荣誉と責任は、オリンピック競技大会の開催都市に選定された一つの都市に対し、IOCにより委ねられる。

三 オリンピック競技大会の開催日程はIOC理事会が定める。

四 オリンピック競技大会が開催されるべき年に開催されない場合、開催都市の権利は取り消されるが、IOCのその他の権利が損なわれることはない。

五 オリンピック競技大会を開催することで開催都市、OCOG、あるいは開催都市の国のNOCにもたらされる余剰金は、オリンピック・ムーブメントとスポーツの発展に役立てられるものとする。

## ◇日本学生野球憲章

（一九四六・二・二一 学生野球基準要項として制定）  
（一九五〇・一・二二 日本学生野球憲章と改正し施行）  
全面改正 二〇一〇・二・二四 最終改正 二〇一七・二・二七

国民が等しく教育を受ける権利をもつことは憲法が保障するところであり、学生野球は、この権利を実現すべき学校教育の一環として位置づけられる。この意味で、学生野球は経済的な対価を求めず、心と身体を鍛える場である。学生野球は、各校がそれぞれの教育理念に立って行う教育活動の一環として展開されることを基礎として、他校との試合や大会への参加等の交流を通じて、一層普遍的な教育的意味をもつものとなる。学生野球は、地域的組織および全国規模の組織を結成して、このような交流の枠組みを作り上げてきた。

本憲章は、昭和二一（一九四六）年の制定以来、その時々新しい諸問題に対応すべく六回の改正を経て来たが、その間、前文は一貫して制定時の姿を維持してきた。それは、この前文が、

「学生たることの自覚を基礎とし、学生たることを忘れてはわれらの学生野球は成り立ち得ない。勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縱とは対しては不断に警戒されなければならない。元来野球とはスポーツとしてそれ自身意味と価値を持つてであろう。しかし学生野球としてはそれに止まらず試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強靱な身体を鍛練する事、これこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならない」

と、全く正しい思想を表明するものであったことに負うものである。

しかし今日の学生野球がこうした精神の次元を超えた性質の諸問題に直面していることは明らかであり、今回憲章の全面的見直しが求められた所以もここにある。このような状況に対処するには、これまでの前文の理念を引き継ぎつつも、上述のように、学生野球の枠組みを学生の「教育を受ける権利」の問題として明確に捉えなおさなければならない。

本憲章はこうした認識を前提に、学生野球のあり方に関する一般的な諸原

## ◆天皇の退位等に関する皇室典範特例法

(平二九・六・一六)  
七六三

(趣旨)

第一条 この法律は、天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精励されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

(天皇の退位及び皇嗣の即位)

第二条 天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次項、次条、附則第八条及び附則第九条の規定は公布の日から、附則第十条及び第十一条の規定はこの法律の施行の日の翌日から施行する。

2 前項の政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならない。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日以前に皇室典範第四条の規定による皇位の継承があったときは、その効力を失う。

(国民の祝日に関する法律の一部改正)

第十条 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。」を「天皇誕生日 二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。」

春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。」

に改め、「天皇誕生日 十二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。」を削る。

## ◆天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の

### 行われる日を休日とする法律

(平三〇・九二・一四)

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日は、休日とする。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）第二条の規定による天皇の即位に關して適用する。

(他の法令の適用)

第二条 本則の規定により休日となる日は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する国民の祝日として、同法第三条第二項及び第三項の規定の適用があるものとする。

2 本則及び前項の規定により休日となる日は、他の法令（国民の祝日に関する法律を除く。）の規定の適用については、同法に規定する休日とする。

(この法律の失効)

第三条 この法律（次項を除く。）は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が同法附則第二条の規定により効力を失ったときは、その効力を失う。

2 前項の場合において必要な経過措置は、政令で定める。

## ◆天皇の退位等に関する皇室典範特例法

(平二九・六・一六)  
法 六 三

(趣旨)

第一条 この法律は、天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精励されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

(天皇の退位及び皇嗣の即位)

第二条 天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次項、次条、附則第八条及び附則第九条の規定は公布の日から、附則第十条及び第十一条の規定はこの法律の施行の日の翌日から施行する。

2 前項の政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならない。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日以前に皇室典範第四条の規定による皇位の継承があったときは、その効力を失う。

(国民の祝日に関する法律の一部改正)

第十条 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。」を「天皇誕生日 二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。」

春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。」に改め、「天皇誕生日 十二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。」を削る。

## ◆天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の

### 行われる日を休日とする法律

(平三〇・九・二一・一四)

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日は、休日とする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）第二条の規定による天皇の即位に關して適用する。

(他の法令の適用)

第二条 本則の規定により休日となる日は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する国民の祝日として、同法第三条第二項及び第三項の規定の適用があるものとする。

2 本則及び前項の規定により休日となる日は、他の法令（国民の祝日に関する法律を除く。）の規定の適用については、同法に規定する休日とする。

(この法律の失効)

第三条 この法律（次項を除く。）は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が同法附則第二条の規定により効力を失ったときは、その効力を失う。

2 前項の場合において必要な経過措置は、政令で定める。

# ◆免許状更新講習規則

(平成〇・三・三一)  
文科省令一〇

最終改正 令三一文科省令三五

(講習開設者の資格)  
第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号。以下「免許法」という。第九条の三第一項各号列記以外の部分に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する教員養成機関、免許法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関並びに教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号。第九条第一項第一号において「免許法施行規則」という。第六十四条第一項の表の下欄及び同条第二項の表の第四欄に規定する特別支援学校の教員養成機関
  - 二 都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の教育委員会
  - 三 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関
  - 四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が指定する者
- 第二条 大学又は前条各号に掲げる者が、開設しようとする講習について、免許法第九条の三第一項の規定による文部科学大臣の認定を受けようとするときは、講習開始二月前までに、当該講習に関し次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。
- 一 講習の名称

(講習の内容)

- 二 会場
  - 三 期間
  - 四 受講予定人員及び受講対象者
  - 五 講習の内容及び時間
  - 六 講師の氏名、主要職歴及び担当講習
  - 七 修了の認定(免許法第九条の三第一項第三号に規定する修了の認定をいう。以下次号及び第六条において「修了認定」という。)の時期
  - 八 修了認定の方法
  - 九 その他開設しようとする者において必要と認める事項
- 第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる領域に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間とする。

領域	事項	時間
必修領域	国の教育政策や世界の教育の動向、教育観等についての省察、子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む)、子どもの生活の変化を踏まえた課題	六時間以上
選択必修領域	学校を巡る近年の状況の変化、学習指導要領の改訂の動向等、法令改正及び国の審議会の状況等、様々な問題に対する組織的対応の必要性、学校における危機管理上の課題、免許法施行規則第二条第一項の表備考第五号に規定するカリキュラム・マネジメントの育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む)、進路指導及びキャリア教育、道徳、家庭及び地域の連携及び協働、英語教育	六時間以上

カ	国際理解及び異文化理解教育 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情 報教育（情報モラルを含む）等）	十八時 間以上
キ	その他文部科学大臣が必要と認める内容	
選択領域	幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の 備考は、必修領域とは、全ての受講者が受講する領域をいい、選択必修領域 とは、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職 員としての経験に応じ、選択して受講する領域をいい、選択領域とは、 受講者が任意に選択して受講する領域をいう。	

（修了認定の方  
法及び基準）  
第六条 修了認定は試験による成績審査に合格した者に対  
して行うものとし、当該修了認定の基準は、第四条に規  
定する事項について基礎的な知識技能を有することす  
る。

（講習を受講で  
きる者）  
第九条 免許法第九条の三第三項第一号に規定する文部科  
学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であ  
つて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通  
免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合  
格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条  
第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者  
又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十  
八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一 校長、副校長、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学  
校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規  
定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事  
項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつか  
さどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委  
員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指  
導を担当する者並びに免許法施行規則第六十九条の三  
に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、  
高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の  
子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に  
関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七

項に規定する幼保連携型認定ことも園（以下「幼保連  
携型認定ことも園」という。（次項第一号において「学  
校」という。）において専ら幼児、児童又は生徒の養  
護に従事する職員で常時勤務に服する者

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局  
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十  
一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定  
めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を  
管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあ  
つては、当該事務を分掌する内部局を含む）におい  
て学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等  
に関する事務に従事している者として免許管理者が定  
める者

三 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人  
の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者と  
して免許管理者が定める者

イ 国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学  
法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法  
人

ロ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）  
第六十八条第一項に規定する公立大学法人

ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第  
三条に規定する学校法人

ニ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二  
十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こ  
ども園を設置するものに限る。）

ホ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）  
第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文  
部科学大臣が指定したものの

四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定め  
る者

2 免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学省  
令で定める者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若



しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の第三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一 学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であった者であつて、教育職員となることを希望する者（前項第一号から第三号までに該当する者を除く。）

二 次に掲げる施設に勤務する保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所

ハ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（幼稚園を設置する者が設置するものに限る。）

三 教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者

第十條 文部科学大臣は、免許法第九条の第三第一項の認定を受けた者がいないとき、免許状更新講習の開設者が天災その他の事由により免許状更新講習に関する事務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、免許状更新講習に関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

（文部科学大臣による免許状更新講習の実施）

## ◆THE CONSTITUTION OF JAPAN (日本国憲法 1946)

We, the Japanese people, acting through our duly elected representatives in the National Diet, determined that we shall secure for ourselves and our posterity the fruits of peaceful cooperation with all nations and the blessings of liberty throughout this land, and resolved that never again shall we be visited with the horrors of war through the action of government, do proclaim that sovereign power resides with the people and do firmly establish this Constitution. Government is a sacred trust of the people, the authority for which is derived from the people, the powers of which are exercised by the representatives of the people, and the benefits of which are enjoyed by the people. This is a universal principle of mankind upon which this Constitution is founded. We reject and revoke all constitutions, laws, ordinances, and rescripts in conflict herewith.

We, the Japanese people, desire peace for all time and are deeply conscious of the high ideals controlling human relationship, and we have determined to preserve our security and existence, trusting in the justice and faith of the peace-loving peoples of the world. We desire to occupy an honored place in an international society striving for the preservation of peace, and the banishment of tyranny and slavery, oppression and intolerance for all time from the earth. We recognize that all peoples of the world have the right to live in peace, free from fear and want.

We believe that no nation is responsible to itself alone, but that laws of political morality are universal; and that obedience to such laws is incumbent upon all nations who would sustain their own sovereignty and justify their sovereign relationship with other nations.

We, the Japanese people, pledge our national honor to accomplish these high ideals and purposes with all our resources.

### CHAPTER I. THE EMPEROR

**Article 1.** The Emperor shall be the symbol of the State and of the unity of the people, deriving his position from the will of the people with whom resides sovereign power.

**Article 2.** The Imperial Throne shall be dynastic and succeeded to in accordance with the Imperial House Law passed by the Diet

**Article 3.** The advice and approval of the Cabinet shall be required for all acts of the Emperor in matters of state, and the Cabinet shall be responsible therefor.

**Article 4.** The Emperor shall perform only such acts in matters of state as are provided for in this Constitution and he shall not have powers related to government.

The Emperor may delegate the performance of his acts in matters of state as may be provided by law.

**Article 5.** When, in accordance with the Imperial House Law, a Regency is established, the Regent shall perform his acts in matters of state in the Emperor's name. In this case, paragraph one of the preceding article will be applicable.

**Article 6.** The Emperor shall appoint the Prime Minister as designated by the Diet.

The Emperor shall appoint the Chief Judge of the Supreme Court as designated by the Cabinet.

**Article 7.** The Emperor, with the advice and approval of the Cabinet, shall perform the following acts in matters of state on behalf of the people:

Promulgation of amendments of the constitution, laws, cabinet orders and treaties.

Convocation of the Diet.

Dissolution of the House of Representatives.

Proclamation of general election of members of the Diet.

Attestation of the appointment and dismissal of Ministers of State and other officials as provided for by law, and of full powers and credentials of Ambassadors and Ministers.

Attestation of general and special amnesty, commutation of punishment, reprieve, and restoration of rights.

Awarding of honors.

Attestation of instruments of ratification and other diplomatic documents as provided for by law.

Receiving foreign ambassadors and ministers.

Performance of ceremonial functions.

**Article 8.** No property can be given to, or received by, the Imperial House, nor can any gifts be made therefrom, without the authorization of the Diet.

## **The Constitution of Japan**

### **CHAPTER II. RENUNCIATION OF WAR**

Article 9. Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.

### **CHAPTER III. RIGHTS AND DUTIES OF THE PEOPLE**

Article 10. The conditions necessary for being a Japanese national shall be determined by law.

Article 11. The people shall not be prevented from enjoying any of the fundamental human rights. These fundamental human rights guaranteed to the people by this Constitution shall be conferred upon the people of this and future generations as eternal and inviolate rights.

Article 12. The freedoms and rights guaranteed to the people by this Constitution shall be maintained by the constant endeavor of the people, who shall refrain from any abuse of these freedoms and rights and shall always be responsible for utilizing them for the public welfare.

Article 13. All of the people shall be respected as individuals. Their right to life, liberty, and the pursuit of happiness shall, to the extent that it does not interfere with the public welfare, be the supreme consideration in legislation and in other governmental affairs.

Article 14. All of the people are equal under the law and there shall be no discrimination in political, economic or social relations because of race, creed, sex, social status or family origin.

Peers and peerage shall not be recognized.

No privilege shall accompany any award of honor, decoration or any distinction, nor shall any such award be valid beyond the lifetime of the individual who now holds or hereafter may receive it.

Article 15. The people have the inalienable right to choose their public officials and to dismiss them.

All public officials are servants of the whole community and not of any group thereof.

Universal adult suffrage is guaranteed with regard to the election of public officials.

In all elections, secrecy of the ballot shall not be violated. A voter shall not be answerable, publicly or privately, for the choice he has made.

Article 16. Every person shall have the right of peaceful petition for the redress of damage, for the removal of public officials, for the enactment, repeal or amendment of laws, ordinances or regulations and for other matters; nor shall any person be in any way discriminated against for sponsoring such a petition.

Article 17. Every person may sue for redress as provided by law from the State or a public entity, in case he has suffered damage through illegal act of any public official.

Article 18. No person shall be held in bondage of any kind. Involuntary servitude, except as punishment for crime, is prohibited.

Article 19. Freedom of thought and conscience shall not be violated.

Article 20. Freedom of religion is guaranteed to all. No religious organization shall receive any privileges from the State, nor exercise any political authority.

No person shall be compelled to take part in any religious act, celebration, rite or practice.

The State and its organs shall refrain from religious education or any other religious activity.

Article 21. Freedom of assembly and association as well as speech, press and all other forms of expression are guaranteed.

No censorship shall be maintained, nor shall the secrecy of any means of communication be violated.

Article 22. Every person shall have freedom to choose and change his residence and to choose his occupation to the extent that it does not interfere with the public welfare.

Freedom of all persons to move to a foreign country and to divest themselves of their nationality shall be inviolate.

Article 23. Academic freedom is guaranteed.

Article 24. Marriage shall be based only on the mutual consent of both sexes and it shall be maintained through mutual cooperation with the equal rights of husband and wife as a basis.

With regard to choice of spouse, property rights, inheritance, choice of domicile, divorce and other matters pertaining to marriage and the family, laws shall be enacted from the standpoint of individual dignity and the essential equality of the sexes.

Article 25. All people shall have the right to maintain the minimum standards of wholesome and cultured living.

In all spheres of life, the State shall use its endeavors for the promotion and extension of social

welfare and security, and of public health,

**Article 26.** All people shall have the right to receive an equal education correspondent to their ability, as provided by law.

All people shall be obligated to have all boys and girls under their protection receive ordinary education as provided for by law. Such compulsory education shall be free.

**Article 27.** All people shall have the right and the obligation to work.

Standards for wages, hours, rest and other working conditions shall be fixed by law.

Children shall not be exploited.

**Article 28.** The right of workers to organize and to bargain and act collectively is guaranteed.

**Article 29.** The right to own or to hold property is inviolable.

Property rights shall be defined by law, in conformity with the public welfare.

Private property may be taken for public use upon just compensation therefor.

**Article 30.** The people shall be liable to taxation as provided by law.

**Article 31.** No person shall be deprived of life or liberty, nor shall any other criminal penalty be imposed, except according to procedure established by law.

**Article 32.** No person shall be denied the right of access to the courts.

**Article 33.** No person shall be apprehended except upon warrant issued by a competent judicial officer which specifies the offense with which the person is charged, unless he is apprehended, the offense being committed.

**Article 34.** No person shall be arrested or detained without being at once informed of the charges against him or without the immediate privilege of counsel; nor shall he be detained without adequate cause; and upon demand of any person such cause must be immediately shown in open court in his presence and the presence of his counsel.

**Article 35.** The right of all persons to be secure in their homes, papers and effects against entries, searches and seizures shall not be impaired except upon warrant issued for adequate cause and particularly describing the place to be searched and things to be seized, or except as provided by Article 33.

Each search or seizure shall be made upon separate warrant issued by a competent judicial officer.

**Article 36.** The infliction of torture by any public officer and cruel punishments are absolutely forbidden.

**Article 37.** In all criminal cases the accused shall enjoy the right to a speedy and public trial by an impartial tribunal.

He shall be permitted full opportunity to examine all witnesses, and he shall have the right of compulsory process for obtaining witnesses on his behalf at public expense.

At all times the accused shall have the assistance of competent counsel who shall, if the accused is unable to secure the same by his own efforts, be assigned to his use by the State.

**Article 38.** No person shall be compelled to testify against himself.

Confession made under compulsion, torture or threat, or after prolonged arrest or detention shall not be admitted in evidence.

No person shall be convicted or punished in cases where the only proof against him is his own confession.

**Article 39.** No person shall be held criminally liable for an act which was lawful at the time it was committed, or of which he has been acquitted, nor shall he be placed in double jeopardy.

**Article 40.** Any person, in case he is acquitted after he has been arrested or detained, may sue the State for redress as provided by law.

### **CHAPTER VIII. LOCAL SELF-GOVERNMENT**

**Article 92.** Regulations concerning organization and operations of local public entities shall be fixed by law in accordance with the principle of local autonomy.

### **CHAPTER X. SUPREME LAW**

**Article 99.** The Emperor or the Regent as well as Ministers of State, members of the Diet, judges, and all other public officials have the obligation to respect and uphold this Constitution.